

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

決算特別委員会会議録（3）			
日 時	平成 23 年 10 月 4 日（火）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 4 2 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出席委員	佐々木（茂）委員長、秋元副委員長、千葉・中村・川畑・上野・濱本・山口・北野各委員		
説 明 員	教育長、総務・財政・産業港湾・教育各部長、総務部・産業港湾部・教育部各参事、会計管理者、消防長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記 記録担当			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、千葉委員、川畑委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

安齋委員が中村委員に、小貫委員が北野委員に、松田委員が千葉委員に、酒井委員が上野委員に、佐々木秩委員が山口委員に、それぞれ交代いたしております。

継続審査案件を一括議題といたします。

これより、総務・経済両常任委員会所管事項の質疑に入ります。

なお、本日の質問の順序は、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽、共産党の順といたします。

自民党。

○上野委員

◎教育振興費の不用額について

まず、教育費についての質問なのですが、教育費の中には小学校費にも中学校費にも教育振興費というのがありますけれども、平成 22 年度に限らず、過去の決算説明書を見ていると、不用額が大体 400 万円ぐらいでずっと続いているようでございます。昨年度に関してこの不用額の内訳、どのような不用額があつてこの金額になっているのかということ、小学校費と中学校費でそれぞれお答えいただけたらと思います。

○（教育）総務管理課長

教育振興費の不用額についてということですが、22 年度小学校費の教育振興費につきましては、備品購入の縮減で 110 万円程度、それから教科用図書等購入費で 40 万円程度、それから特別支援教育支援員の中途退職による減ということで 60 万円程度、不用額としております。

中学校費につきましては、バス通学助成事業費で 130 万円、就学援助費で 183 万円というようなことで、通学助成申請の減や学用品支給人数の減という要素で不用額になっております。

○上野委員

昨年度に関しては今、御答弁いただきましたけれども、これまでも同じような内容で、似たような金額の不用額が出ているのでしょうか。

○（教育）総務管理課長

大体そういったもので、予算と比しまして余るといふか、不用額として残っております。

○上野委員

内訳を見ますと、教育振興費というのは子供たちの教育に直結する部分が多いと思ひまして、そういう部分で不用額がずっと同じように出ているということは、あまりかわりばえのない予算、そして決算内容のかなと思うわけですが、図書、教材費などもこの科目から出ていくことが多いと思ひますが、今年度は教育の水準を上げることですし、また、少子化で子供が少なくなっておりますので、ぜひ教育の分野には教材等も手厚く、学力向上に役立つようなことができれば、たぶんこの予算配分も変わってくると思ひます。無駄な金を支出しろということではなくて、教育にかかわる部分に関しては、ぜひとも的確な予算等の執行を今後もお願いしたいと思ひます。

◎望洋シャンツェの経費について

体育施設費についての質問なのですが、体育施設費といつてもさまざまなのですが、その中から望洋シャンツェについてお尋ねします。昨年度、体育施設費として、望洋シャンツェに 40 万 3,966 円が支出されているようでございますけれども、過去の経過を見てまいりますと、平成 18 年度は約 320 万円、それが 19 年度には 140 万円

になって、20 年度には 90 万円になって、21 年度にはどんと落ちて 40 万円で、昨年度も約 40 万円という決算が出ておりますが、この経緯についてお知らせください。

○（教育）生涯スポーツ課長

望洋シャンツェの経費について説明いたします。

18 年度にはジャンプのスキー大会がありまして、この整備として 300 万円という金額を支出しておりました。それ以降大会等が開催されていないこともあって、年々経費が下がってきております。そして、最終的に昨年度の約 40 万円につきましては、動力等の高圧電気等を引いている関係で、使用してもしなくても基本料金が高いという部分での光熱水費関係の料金となっております。

○上野委員

18 年度は大会があって整備費も多くかかったということですが、そこから年々減少しているということで、ちなみに望洋シャンツェは 22 年度にどれぐらいの利用があったのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

22 年度につきましては、スキー大会は開催されておられません。夏場、NPO 法人ゆらぎの里にオートキャンプ場として使用していただきました。その際の電気代については、低圧電気代ということで、基本料の中に入っている金額となっております。

○上野委員

となりますと、ほとんど基本的には野放し状態で、電気代だけ払っているというような状況だと認識してよろしいのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

現実そういう形になっております。

○上野委員

今の話を聞きますと、望洋シャンツェというのは、ほとんど使われることがもうなくなっているような現実がある中で、また毎年毎年この 40 万円という、額としては大きいのか小さいのかということはあると思いますが、ほぼ使われていないものに必ずかかってくることとなります。その点に関して、教育委員会として、今後の望洋シャンツェのあり方というのは何かお考えの部分はあるのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

今後の使用方法につきまして、スキー連盟と大会誘致等については協議してまいりますとともに、夏場のオフシーズン等利用されていないときにつきましても、地域や関係団体と今後協議を進めていながら、望洋シャンツェの有効活用を図っていきたいと考えております。

○上野委員

なかなか難しい中での御答弁だと思うのです。ちなみに電気を一回解約してしまうと、再利用にはかなり影響が出るものなのですか。定期的にこれはずっと支払っていかねばならないものなののでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

北海道電力と交渉をさせていただいている中で、基本的には一回切ってしまうと、手数料を含めてまたお金がかかるということで、現在使用していない基本分だけでも、ある程度、減額免除を受けてやっている形になっております。

○上野委員

今の話だと、これからずっと望洋シャンツェがある限り 40 万円を払い続けなければいけないということですが、これも市民の税金でありますので、2 年間、決算説明書にこのように 40 万円の支出が出ていますけれども、今の御答弁にありましたように、何かしらの活用方法を見いだしてこれを有効活用して、税金を投入していることに対す

る費用対効果が出てくるものなのか、それとも出てこないようであるならば、何かの英断を下さなければならないのかということも今後恐らく迫られるとは思いますが、この 40 万円というのは少ない金額ですけれども、今後ともお考えいただくべき内容と思います。

◎収入率について

では、次に、歳入について、収入率の質問をさせていただきますが、資料を見ますと、歳入全体の収入率が平成 18 年度に 94.4 パーセントであったものが、22 年度には 92.9 パーセントと、年々減少しているという中で、市税に関しても 18 年度には 80.9 パーセントであったものが、右肩下がりですべて 22 年度が 77.2 パーセントということになっておりますが、この収入率の減少についての説明をお願いいたします。

○（財政）納税課長

市税の収入率についての御質問ですけれども、22 年度は 77.2 パーセントとなっております。これを現年課税分と滞納繰越分に分けて見ますと、現年課税分については 94.4 パーセント、滞納繰越分については 13.6 パーセントとなっております。現年分につきましてはおおむね 94 パーセントで、横ばい状況で来ているのですけれども、滞納繰越分については年々下がってきている状況で、それらを全体で考えますと、滞納額が増えるにつれて、全体の収入率がそれに引きずられて下がってきているということで、22 年度は結果として 77.2 パーセントまで落ちてしまったという状況になっております。

○上野委員

市税に関しては今の御説明ですが、もう一点、分担金及び負担金の収入率という部分は、22 年度は 82.7 パーセントなのですけれども、これも同じように収入率が下がっているものなのか、横ばいなのか、上がっているものなのか、これについてお答えいただけたらと思います。

○（財政）柴田主幹

分担金及び負担金の収入率についての御質問でございます。

まず、分担金についての決算数値はございません。歳入はないということです。次に、負担金収入の主なものとしたしましては、保育所の入所に係る保育費負担金、それから養護老人ホームの入所に係る老人福祉措置費負担金などが含まれております。この負担金の収入率につきましては、それほど大きな差はなく推移しているというふうに思っております。

○上野委員

先ほど市税の収入率の説明で、現年度に関しては 94 パーセントで横ばいということなのですけれども、過去の滞納額が足を引っ張っていて全体の収入率が低くなっているということなのですが、何年までかかのぼっていつまで徴収できるものなのか、期限が限りなくずっと徴収できるものなのかどうか、おわかりでしたら御答弁ください。

○（財政）納税課長

いわゆる滞納があった場合に、その徴収権といいますか、消滅時効が 5 年というのがあります。基本的に 5 年たつと、債権を徴収する権利というのは消滅するのですけれども、ただ実際、例えば差押えとかをした場合に時効が中断されますので、その場合は、またそれから 5 年の時効の進行が始まるという形になっています。

○上野委員

基本的には 5 年ということなのですけれども、やはり滞納金というものが足を引っ張っているということなのですが、なかなか徴収しにくい実情、これは本市だけでなく、全国的にもあると思うのです。当然皆さんがきちんと納税してまちが成り立っているものですから、市税収入率の右肩下がりというのはぜひ食いとめていただいて、上げるように、そうならないと、税収もなかなか厳しい中でまちづくりをしていかなければならない部分がありますので、今後とも御努力いただくようよろしくお願いいたします。

○濱本委員

漁業、水産に関して幾つか質問をさせていただきます。

◎浅海漁業資源について

小樽のまちは確かに今は観光ですが、それ以前、歴史的なものを考えると、水産漁業及びその関連する水産加工業も含めて、小樽の産業の重要な要素、大きな要素だったと思います。200 海里の問題もありましたし、諸般の事情もありましたけれども、そういう中で、市長も水産業については相当関心がおありのようであります。選挙公約の中でも書かれておりました。

この石狩湾の管内の沿岸並びに回遊魚の水産資源については、やはり減少しているというのがよく言われている話であります。そういう中で、沿岸ではウニなどの浅海資源に関して、それぞれ資源の確保、増加のためにいろんな手だてをしているのだらうと思いますが、今回の事務執行状況説明書の 29 ページ、水産課の中にもありますけれども、調査活動等というふうにございます。その項目はニシンの産卵調査、ウニ囲い礁効果調査、ヤリイカ産卵礁効果調査と、昨年度に関して言えば三つありますが、それ以前は、ニシンの産卵もありますし、ウニ囲いもありますし、ほかのものもありました。

実際こういうものを調査して、その調査が生かされなければたぶん意味がない、調査だけすればいいという話ではないと思うのですが、具体的にこの調査はどういう事業主体でやっていて、どのような内容でやっているのか、それをまず御答弁いただきたいと思います。

○（産業港湾）水産課長

沿岸漁業の調査活動についてでございますけれども、この調査活動につきましては、北海道が小樽市漁業協同組合の要望の下に、過去に囲い礁ですとか産卵床、これらのコンクリートブロック類を設置してございまして、ダイバーによりどのような効果があったか調べる事業でございます。水産課といたしましては、その調査において調査船に同行し、その協力をしているところでございます。今、御質問のあった内容ですが、事業主体はあくまでも北海道ということになってございます。

○濱本委員

少なくとも項目によっては、過去何年間かやっているものもあるのだらうと思うのですが、そういうものは調査報告が出て、それからその報告に基づいて対策をするというのが常識的な考え方ですが、そういうことについてはいかがですか。

○（産業港湾）水産課長

これらの調査項目の中で、先ほど言い忘れましたが、ニシンにつきましてはこれまで稚魚の放流事業をしてございます。過去 3 年間においては大規模な群来の現象が見られたということで、その折にどのような形で卵が産みつけられているかの調査でございます。

また、他のいわゆるブロック類を設置する事業の効果でございますが、短期間でその効果が見られるもの、それから長期間その効果が保持されるもの、多々あるやに聞いております。委員が御指摘のように、何らかの報告書が出されて、それが生かされるべきということでございますが、実際私どものほうにはまだ北海道からもそういった報告書自体はいただいている状況ですが、感触といたしましては、先ほど言いましたような効果の度合い、こういったものについては聞いておまして、漁業協同組合のほうでは、効果のありそうなものについては今後も設置を要望するという位置づけでございます。

○濱本委員

せっかく調査されているのですから、ぜひともその結果を生かして、浅海資源、沿岸資源の回復のために努力をしていただきたいと思います。

この数年、石狩湾というか小樽沿岸にニシンが来て、群来があったと、今の御答弁にもありましたけれども、平成 20 年度から日本海北部ニシン栽培漁業事業費補助金というのを出しています。その場合は、私の理解では、北海道が主体になって稚魚の放流をやっていたのですが、その事業が切れて、20 年度以降この事業が別な形で行われていると思うのですが、ちなみに 22 年度も補助金を 20 万円出しているのですが、どのぐらい事業総額に対して小樽市は負担しているのか、もしわかれば教えていただきたいのですが。

○（産業港湾）水産課長

御質問のありました日本海北部ニシン栽培漁業事業の総事業費につきましては、現段階では資料を持っていませんので後日報告したいと思いますが、小樽市といたしまして 20 万円の補助金を支出しております。平成 22 年度の実績といたしまして、小樽市内の沿岸で約 17 万尾の稚魚を放流している状況でございます。

○濱本委員

心配なのはこれから先の話なのですが、もし平成 19 年度までの道の事業の規模から、20 年度以降、規模が縮小になって、確かに群来も発生していますけれども、3 年魚ないし 4 年魚が回遊してくるという現実を見たときに、来年あたりからどうなるかというのがすごく心配な部分であります。22 年度はこういう形でしたし、今年度はもう予算計上されていますけれども、実際こういうものが効果を表すというのは、先ほどの魚礁の話ではないですけれども、ある程度時間がたってから、回遊魚であれば 3 年、4 年たってからというのが現実でもあります。ちょっと心配をしておりますが、群来があるということなので期待はしていますけれども、万が一にもまた漁獲量が減るといようなことがあれば、増額も踏まえて対応をしていただきたいと思います。

それから、関連して石狩湾と積丹半島のもう少し南側も含めて、アキザケの水揚げ量というのはピークから見ると相当減っているのです。ちなみに島牧村から石狩市浜益までを含めて、16 年に 8,744 トンのアキザケが揚がっているのですが、20 年には 1,677 トン、ピークのときから見たら 19 パーセントしか揚がっていないのです。小樽市でも、16 年に 605 トン揚がっているものが、20 年は 86 トン程度、21 年で 129 トン、ちょっと回復しましたけれども、成績としてはそんなに良くないという状況であります。

ある業界の方からは、アキザケの漁獲量が減ったのは稚魚の放流数が減っているからではないかという話もありますが、そういう中で昨年度は、北海道さけ・ます増殖事業協会負担金、それから日本海さけ・ます増殖事業協会負担金、後志管内さけ・ます資源対策協議会負担金ということで、総額で 196 万 3,000 円を支出しております。18 年度以降、これら三つの負担金は同じような金額で推移をしているわけですが、それでも漁獲量は減っているという状況で、こういう補助金の効果というものは、数字から追っていくと、もっとお金を出さなければならぬのか、やり方を変えなければならぬのかという判断をしなければならぬと思うのですが、その辺についての認識はいかがですか。

○（産業港湾）水産課長

サケの稚魚の放流数でございますが、小樽市内の河川と高島の漁港区の中に毎年放流しておりますが、この放流尾数につきましては、16 年度から昨年度まで毎年 60 万尾を確保して放流してございます。

この 60 万尾をずっと放流し続けているわけなのですが、これが漁獲量に反映せず、漁獲が 19 年を境に激減しているといったことでございますが、この傾向は全道レベルで起こっている漁獲減になっております。特に日本海側はその減少が大きいのですが、この原因については、今のところどういったことが漁獲量の減少につながっているのか、全道的にもわからない状況でございますが、先ほど委員から数字を出していただきましたように、一昨年、昨年と若干増加傾向にあるということで、今後につきましても、この 60 万尾を小樽周辺で継続して放流してまいりたいという考えです。

○濱本委員

60 万尾でこのぐらいであれば、もっと放流しなければならぬのかなど。そのためには補助金も増やさなければ

ならないのかと、そんなふうに思っております。

◎藻場造成事業について

次に、いわゆる浅海漁業資源、沿岸漁業資源の関連で、この事務執行状況説明書の 29 ページに藻場造成事業というのがございます。予算 70 万円を小樽市漁業協同組合に助成ということでありまして。この具体的な事業内容や、70 万円が事業総額なのかどうなのか、御答弁をいただきたいと思っております。

○（産業港湾）水産課長

まず、事業費でございます。小樽市の補助金 70 万円プラス小樽市漁協の負担が 30 万円、総額 100 万円の事業になってございます。

事業内容でございますが、市といたしましては、忍路地区におきまして、石灰藻、別名「無節サンゴモ」というのですが、これが海中の岩盤を覆っており、いそ焼け現象の一因になっているということございまして、これを除去する方策を昨年度についてはとってございます。

また、あわせて、除去する前に、生えてくる藻を食べる、いわゆる食害としてウニが原因になってございしますので、ウニをいったん地区外に移設した後、石灰藻の剥離をするという事業を行ってございます。

○濱本委員

ウニと藻場の関係は、ある意味、食物連鎖みたいな格好で、いそ焼けの原因はウニとも言われていますし、いそ焼けしているからウニの実入りが悪いという話もありまして、どこかでその連鎖がスムーズに回転するようにしなければならない、そのためには、やはりこのいそ焼け対策を継続的にしていかなければならないのだろうと思っております。これもそういう意味では希望というかお願いですが、ちなみに今年はどうなっているのでしょうか。

○（産業港湾）水産課長

今年度につきましては、今年の 11 月をめどに、さらに拡大した形で石灰藻剥離を行いたいということで、総額 200 万円の事業費を市の予算として組んでございます。今年度につきましては、事業主体はあくまでも市ということで、道からの補助金あるいは国から漁港関連の交付金が出ますので、それを活用して行ってまいりたいと考えてございます。

○濱本委員

小樽の大事な資源の拡大、確保のために、今後とも御尽力をいただきたいと思っております。

◎教員研修について

次に、教育行政について、まず、平成 22 年度の小樽市教育委員会の事務の点検及び評価報告書と事務執行状況説明書、二つにまたがって報告がなされております。まず一つは、ずっと議会の中でも質問されていますが、小樽市の子供たちの学力が全国学力・学習状況調査によって中身が大体見えてきた中で、やはり子供たち自身もそうだけれども、教える側のレベルアップも必要という認識に大分なってきたのだろうというふうに理解をしております。

そういう意味では、この説明書の中に、内容についての記載はほとんどないですけれども、教員研修の回数や対象者などの報告がなされております。調べてみましたが、今から 5 年前の 18 年度に、第 1 次の小樽市立学校教育推進計画、いわゆるあおぼとプランがスタートしました。その年の教員研修は 22 回行われて、教員数が小・中学校合わせて 500 人の分母に対して参加人数は延べ 345 人です。それから、21 年度に第 2 次計画となる小樽市学校教育推進計画がスタートしました。21 年度には研修回数が 18 年度の 22 回から 26 回に 4 回増えて、参加人数は 565 人です。このときも分母は 500 人ですが、延べにして 565 人ということで、18 年度から上昇しております。昨年度で言うと、少なくとも教員研修で言えば、31 回行われて参加は 684 人です。分母は 514 人の小・中学校の先生です。ほかにも外部研修等々あります。

そういう中で、例えば文部科学省・道教委等主催研修会、研究会への参加でいくと、18 年度は参加がわずか 158 人でしたが、22 年度は 533 人です。回数は 59 回から 61 回ですから、そんなに伸びていないのですが、人数が相当

伸びています。この辺の中身というのはどういうことなのでしょう。

○（教育）指導室主幹

ただいまの教員研修についての御質問でございますが、北海道教育委員会外部の研修ではなく、道教委の研修ということで答弁させていただきます。

道教委主催の研修につきましては、今までも行われてきたところでございますが、委員がお話しされたとおり、近年、参加者数が増えてきております。内容につきましては特別支援教育関係の研修、それから学習指導にかかわる研修、学力向上セミナーと呼んでおりますが、授業を見て、授業力向上のためにどういう視点でやっていく必要があるのかという具体的な研修等が開催され、先ほどお話があったように、現実的に子供たちの学力向上に直接結びつく、そのような研修が非常に多くとられてきていることに加え、教員の中にも、学力向上のために授業力の向上を図らなければならないという意識が非常に高まってきております。そのような背景がございまして、年々増えてきているものと解釈しております。

○濱本委員

そういう意味では、教育推進計画ができ、さらにその第 2 次計画が適用になって、実際に子供たちを教える教員のモチベーションが上がっているということで理解をさせていただいて、安心をさせていただきます。

◎教員の加配についてと学校災害について

この研修の中で、教育研究所がスキルアップ、ブラッシュアップという二つの講座をやっています。その具体的な中身についてまず教えていただきたいのと、それから学校に加配をしていますという記述があります。なぜ加配をしているのか、それから加配の実態はどうなっているのかをお聞かせください。

もう一つ、最後です。子供たちの学校災害は、過去 5 年間ぐらいを見ても件数がそれほど動かないのです。児童・生徒数は年々確実に減っているのですが、例えば平成 18 年には小学校が 6,210 人、中学校で 3,200 人ですから合計で約九千四、五百人いたのです。それに対して今は約 8,500 人で、1,000 人ぐらい減っているのですが、学校災害、いわゆる学校でけがをした子供たちの数というのはそれほど変わっていないのです。この辺の分析について、それからこれらの対策についてどのような手だてがなされてきたのか、その 3 点について御答弁をお願いします。

○（教育）指導室主幹

初めに、研究所が所管しております研修講座についてでございますが、スキルアップ講座と申しますのは、全教員を対象にしております。一般的な指導力の向上ということで、スキルアップと名づけております。

ブラッシュアップ講座につきましては、初任者から 4 年目までという若い教員を対象にした研修でございます。中身につきましては、学級経営や学習指導などの基本を学ぶ趣旨でいろいろな講座を設けております。

次に、加配につきましては、指導方法の工夫改善を行うための教員の加配ということで、道教委から加配を受けております。指導方法、指導体制等を積極的に改善したいという学校については、教員を加配するという道教委の事業がございまして、それに応募した学校が加配を受けているということでございます。

加配で具体的に何をしているかといいますと、ティーム・ティーチングと申しまして、教員が 2 人ついた状態で学習指導を行うこと、それから少人数指導、具体的に言いますと習熟度別の指導ということになります。教室の中でも、習熟度の程度がいろいろ分かれる教科もございまして、それぞれ子供たちの理解度に応じて教員が 1 人ずつついて授業をするというスタイルの授業を行う学校もございまして、そのようなことについて加配を受けているということでございます。

中身についてなのですが、平成 22 年度の状況で申しますと、小学校で 11 校、中学校で 9 校、計 20 校で加配を受けているところでございます。

○（教育）学校教育課長

学校災害についてのお尋ねでございますけれども、学校におきましては、災害共済保険に加入しております。保

険金は加入者全員に対して市が負担をしており、学校管理下においてけがが発生するものに対して医療費について給付を行っている状況でございます。

けがの発生状況の関係なのですけれども、主に学校で起こるけがの内容ですが、小学校で言いますと、圧倒的に多いのは休憩時間、休み時間に起きるものが半分ぐらいの数になっています。あとは体育の授業でのけがの発生、中学校で圧倒的に多いのがクラブ活動において、それと同じく休憩時間、それから体育の時間となっております。

こういったようなけがが発生した場合には、学校から報告いただいておりますので、対策としましては、その都度、学校に対して再度注意を促すようなことで、学校には指導の徹底ですとか、それから通知などもしまして、部活動、体育の時間について、適切な指導を行うように周知を行っているという状況でございます。

○濱本委員

未来のある子供たちが学校の中で、通学途中、下校途中も含めて、一命がというところの事故はないにしても、やはりその将来を危うくするような事故からは守ってあげるのが、親それから大人の責任だと思います。そういう意味では、この学校の中の災害がゼロになるように、ぜひ今後とも手だてを講じていただきたいと思いますし、もう一つ加配については今の御答弁をいただいて、私なりに言葉の裏側にあるものを理解したつもりでおります。これは第 4 回定例会以降に改めて質問させていただきたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

○千葉委員

◎市債について

初めに、平成 22 年度の決算が黒字になりまして、累積赤字が解消になりました。市債についてお伺いをしたいと思います。

今回の決算説明書では市債の決算額、収入済額が約 46 億 3,400 万円となっております、何年かさかのぼってみると、10 億円ほど今年度は増えていると認識をしております。この増えた要因についてお答えいただけますでしょうか。

○(財政)財政課長

21 年度との比較ということで申し上げたいと思います。増えた要因といたしましては、臨時財政対策債が約 9 億 4,500 万円、退職手当債が 5 億 3,200 万円増えております。また、過疎地域自立促進特別事業債、いわゆる過疎債のソフト分と言われる部分ですけれども、これが新たに支出されまして、1 億 4,300 万円程度増えております。それから、土木施設災害復旧債が 9,220 万円、こちらのほうが主な増加要素ということになります。

減少の要因でいきますと、公的資金借換債が 6 億 8,600 万円減少しております。それから、消防庁舎の建設事業債が 1 億 5,900 万円程度、廃棄物処理施設整備事業債が 1 億 1,200 万円減少しております、トータルでいきますと約 9 億 4,100 万円増えているということでございます。

○千葉委員

本当に赤字が解消されまして、市民の方からはよかったという声が聞かれる一方、借金はどうなるのかと聞かれる方もいらっしゃいます。財政の概況を見ましても、元金の償還額を借入額が上回らないような形で推移をしているとは思っておりますけれども、今回、市債の残高が増加する要因が結構多かったと思います。そういった中でこのバランスが崩れないか、非常に懸念をしているところでありますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○(財政)財政課長

委員がおっしゃったように、本市の全会計を合わせた市債の借入額と返済額の推移を見ていきますと、平成 12 年度以降、元金償還額が借入額を上回るようになりまして、22 年度決算では借入額が約 76 億 7,200 万円に対しまして元金償還額が約 112 億 6,100 万円となっております、それに伴い市債残高も年々減少している状況にございま

す。

借入利息も含めた全会計の元利償還額につきましても、22 年度決算で約 134 億 4,400 万円というふうになっておりまして、過去の公共事業の厳選が反映され、年々減少傾向にあるものと考えております。また、今後も減少する見込みにあります。

今後のことでございますけれども、やはり本市における今後の過疎化や高齢化の進行状況といったものを考えますと、将来世代の負担となる市債の借入れにつきましても、現在のレベルを著しく超えることなく、なるべくは抑制する方向で考えるべきとは思いますが、本市におきましては、今後数年間にわたって市立病院の統合新築工事や新学校給食共同調理場の建設、それから小・中学校の耐震化や大規模改造、そういったものが既に決まっております。そういった大型建設事業もありますので、そのほかの事業につきましても、後年度に集中して財政負担が生じることのないよう、そういったことを念頭に置きながら建設年次を検討することが必要であると考えておりまして、それとあわせて毎年度の市債の借入額についても検討していかなければならないと思っております。

○千葉委員

参考までにお聞かせ願いたいのですが、健全化判断比率について、今回赤字がなくなったということで、実質赤字比率と連結実質赤字比率はなくなりました。実質公債費比率は 14.8 パーセント、将来負担比率は 113.6 パーセントということで、早期健全化基準を大きく下回って、数値的には非常によくなったと思っておりますけれども、計算上の説明等を見ますと、やはり標準財政規模ですとか元利償還が非常に数値として重要な位置づけになっていると思うのですね。今伺った御答弁で、元利償還というのは市債の発行と見合ってバランスよくやっていくということなのですが、この分母となっている標準財政規模というのは、今の小樽市の人口減少などから見て、今後どのように影響してくるのかということについてお答えいただけますか。

○(財政)財政課長

標準財政規模につきましては、基本的には市税と地方交付税、それから臨時財政対策債を合わせたものということになりますけれども、市税につきましても、残念ながら年々減少してきている状況にあります。

それから、地方交付税につきましては、ここ 3 年ばかり伸びてきてはおりますが、今年度も何とか予算額は確保できましたけれども、人口の減少ということもありまして、昨年度よりは落ちているというのが現実でございます。

来年度以降どうなるかということですが、昨年、国で閣議決定しました財政運営戦略の中の中期財政試算というのがあります。その中では一応、平成 22 年度の水準を維持していくというふうにはなっておりますけれども、総務省の 24 年度予算概算要求を見ますと、若干前年を下回っているというような状況がございまして、それは全国レベルの話でありますけれども、それがどの程度本市に反映されてくるかといったことは、今後、年末に出てくる地方財政計画で明らかになるとは思いますが、大幅な伸びは今のところは見込めないのではないかと考えております。そういう意味でいくと、標準財政規模もこれから先大きく伸びていくということはないのではないかと考えます。

○千葉委員

実際、三位一体改革のときもいろいろ制度が変わって、今後の動向も非常に心配するところなのですが、私自身もこの健全化判断比率の内容ですとか、今回やっと基金の積立てができましたけれども、そのバランスなどを勉強して、また質問をさせていただきたいと思っております。

◎港湾整備事業使用料について

次に、港湾整備事業使用料について伺います。

この港湾整備事業なのですが、使用料が幾つかあるのですが、初めにひき船使用料について、収入済額の過去 3 年間の推移についてお答えいただけますでしょうか。

○(産業港湾)港湾室長

港湾整備事業特別会計の歳入のひき船使用料についてでございますが、過去 3 年間の推移としましては、平成 20 年度の決算額が約 5,128 万円、21 年度の決算額が約 5,237 万円、22 年度の収入済額が約 5,514 万 4,000 円となっております。

○千葉委員

徐々に増えていっているということで、前年度からは 300 万円ほど増加したと思いますけれども、この要因について分析されていればお答えいただけますか。

○(産業港湾)港湾室長

ひき船使用料についてでございますけれども、確かに数値上は若干増えているという状況でございますけれども、小樽港の入港隻数についてはこの間、減少してきております。にもかかわらず、ひき船が増加しているという部分につきましては、ひき船の料金体系が 3,000 トン未満、それから 1 万トン未満、1 万トンを超えた場合は 5,000 トン刻みで 3 万トン未満まで、それから 3 万トン以上という区分がありまして、船舶が大きくなりますと、当然 1 時間当たりの使用料単価が増加するということになってございます。使用回数というのは年間 300 回ぐらいで 3 年間ほぼ横ばいなのですが、使用料が増えたということにつきましては、先ほど言いました区分の中で大型の船の数が増えた、全体は変わらないのだけれども、大型船の割合が増えたということで、使用料の増加になったということがございます。

ではどうしてそういうことになったかということにつきましては、穀物、小麦関係の入札制度が変わりまして、これまでは大きな船で数少なく運んでいたものを、今は大きな船で運んだときに、幾つかの港で少しずつおろすというふうな荷動きをしているということがありまして、そういう大型船の入港回数が増えてきていると、総体は増えないのだけれども、大型船の割合が増えたということでございます。

それとクルーズ船は大型船が多うございまして、これはひき船を使いますので、こういったものもプラスになった要因ということでございます。

○千葉委員

次に、上屋使用料についても同様に過去 3 年間の推移と収入の増減についての要因をお答えいただけますか。

○(産業港湾)港湾室長

上屋使用料でございますけれども、平成 20 年度の決算額が約 1 億 2,125 万 5,000 円、21 年度が約 1 億 1,697 万 1,000 円、22 年度の収入済額が約 1 億 1,034 万 7,000 円となっております。これにつきましては、21 年度が対前年比で 430 万円ほど、率で 4 パーセント減、それから 22 年度が 660 万円ほど、率で 6 パーセントの減という状況で、これは年々減少してきております。

減少の理由につきましては、上屋というのは、港で揚がった荷物を一時保管、あるいは移出、輸出貨物の一時保管ということで使われているわけですが、やはり年々景気が低迷している中で小樽港の取扱貨物量も減少してきております。小樽港に上屋は 14 棟ございまして、一つの上屋でも何部屋かあるわけなのですが、今までは部屋一つを全部通年で借りていたということだったので、最近では荷物が入ってこないという状況の中で、今まで全部年間借りていた業者が荷物のあるときだけ一部を借りるといった使われ方になってきたということで、この 2 年ほど使用料も減少してきているという状況でございます。

○千葉委員

ひき船の件は、クルーズ船が入ると結構収入が上がるということで、日本海側拠点港の選定にぜひ選ばれればという思いを強くしたところです。

もう一点、港湾施設用地使用料についてなのですが、収入済額を聞く前に、この使用料の体系について、説明の中には通常使用料と特別使用料というのがあります。この違いについてお答えいただけますでしょうか。

○(産業港湾)港湾室長

用地使用料の中の通常使用と特別使用についてでございますが、通常使用については、またの名を目的使用と呼んでおります。それから、特別使用については目的外使用と呼んでおりますけれども、この目的使用につきましては、港湾施設用地ですので、港湾貨物を扱うというのが本来の目的ということで、土地の使い方として、港湾貨物の荷さばき保管、そういうものに使われるものです。それから、目的外使用につきましては、港湾貨物自体ではなく、事務所や建設工具の資材置場ということで、直接港湾貨物を取り扱わないような使用の場合を特別使用ということで、料金につきましても、通常使用の 5 割増しという料金で徴収しております。

○千葉委員

この港湾施設用地使用料の調定額と収入済額についても、過去 3 年間の推移をお答えいただいてよろしいでしょうか。

○(産業港湾)港湾室長

用地使用料の調定額と収入額でございますが、平成 20 年度調定額が約 1 億 8,179 万 3,000 円、収入済額が約 1 億 8,039 万円、21 年度調定額が約 1 億 6,391 万 4,000 円、収入済額が約 1 億 5,875 万 8,000 円、22 年度の調定額が約 1 億 6,071 万 5,000 円、収入済額が約 1 億 5,265 万 3,000 円となっております。

○千葉委員

そうしますと、収入未済額が発生していると思うのですが、これについても過去 3 年の推移をお答えいただけますか。

○(産業港湾)港湾室長

収入未済額でございますけれども、平成 20 年度が約 140 万 3,000 円、21 年度が約 515 万 6,000 円、22 年度が約 806 万 2,000 円となっております。

○千葉委員

今の御答弁で収入未済額が今回の港湾施設用地使用料で 806 万円ほど出ていたということで、ちょっと気になりました。この収入未済額の状況なのですけれども、原因など把握されている状況があればお答えいただけますか。

○(産業港湾)港湾室長

平成 22 年度決算で、港湾施設用地使用料の収入未済額として約 806 万 2,000 円計上されているのですけれども、この中身としましては、過年度分は 17 年度から 19 年度までが 3 万 8,000 円となります。それに加えて 20 年度が 120 万円ほど、21 年度が 370 万円ほど、22 年度も 300 万円ほどがあり、それを全部足して約 800 万円という数字になってございますが、土地を貸し付けている主に 3 社なのですけれども、急に 20 年の途中から業績があまりよくないということで、用地使用料の滞納が発生し、この 800 万円のうち、その 3 社で 720 万円、9 割を占めているという状況でございます。再三督促等を行っているところなのですけれども、業績がよくないということで、なかなか入ってきていないという状況にあります。

○千葉委員

業績が悪いというお話があったということなのですが、行政側としてその財務状況を見ることはできないかもしれないのですが、経営状況がどうなっているのかという情報収集ですとか、そういうことはどのようになっていますか。

○(産業港湾)港湾室長

今、主に 3 社ということで話しましたがけれども、この 3 社のうち 2 社は市が用地を貸しているのですが、上物が建っている場所なのです。ですから、土地だけの使用であれば土地を返還させるということもできるのですけれども、上物が市のものでなくて借りている会社のもので、そこで営業活動をしているという状況です。業績が悪化して用地使用料にお金が回らないということで、何とか払ってほしいということで交渉しておりますが、あまりその

部分をぎりぎりやりますと、結局その建物で商売が成り立たなくなるというような可能性もございまして、ヒアリングもしながら何とか少しずつでも払ってくださいますということで、今、推移しているという状況でございます。

土地使用料は1年間の単年度の使用許可更新ですから、滞納が始まってからもう3年目に入っていますので、毎年更新のときには、相手の社長に少しでも返済できるような計画を立ててくださいますというようなこともお願いしながら、やっているという状況でございます。

○千葉委員

金額が徐々に大きくなっているということで、やはり少しでも回収することが行政側にプラスになることでもあり、また利用者側にとっても、どんどん積み重なるよりは、やっぱり少しでも払うということがプラスになるのではないかと思います。

延滞になってから、一度も収入はないということではよろしいのでしょうか。

○(産業港湾)港湾室長

今、主に大きなものは3社と言いましたけれども、2社についてはそういう話の中で、過年度はとにかく、今年度分で一月分とか二月分とか、そういう形ではいただいています。1社は、滞納になってからもう全く入っていないという状況が続いております。

○千葉委員

今こういう状況ですから、厳しいことは理解できますので、ぜひ回収方法を業者とまた丁寧に話し合われて、収入未済額は今までなかったように見ておりますので、少しでも減るように御努力をお願いしたいと思います。

◎産業会館について

産業会館についてお伺いします。

昔から名店街として、産業会館というのは、私も非常になれ親しんだ場所であると思っております。そもそも名店街の施設があそこにできた経緯や目的についてお答えいただけますでしょうか。

○(産業港湾)商業労政課長

名店街といいますか、産業会館の施設設置目的と経緯についてですが、産業経済の発展及び文化の向上に寄与するという目的の下に、当時、小樽電話局の局舎の新築に当たりまして、場所が国道沿いの目抜き場所ということであるとか、市が将来市民会館建設の計画を持って所有していた土地も含まれていたということから、付近繁華街の美化と繁栄を図る目的で、市がその一部を所有して、電電公社と小樽市との共同建築物として建設したという経過がございます。

昭和31年に産業会館が建設されまして、敷地はN T Tの所有になっています。それから、建物は地下の一部、それから1階部分、それと2階の一部がホールや貸し事務所なのですが、そこを市が区分所有をして建設したという経過がございます。

○千葉委員

昭和31年からあるということで、もう50年以上たっているということで、ちょっとびっくりいたしました。

産業会館の施設なのですが、管理の運営形態というのはどのようなになっているかお答えいただけますでしょうか。

○(産業港湾)商業労政課長

当初、市が直接管理していたのですが、昭和47年から協同組合小樽名店街に管理・運営委託をしております。その後、平成18年4月から、同組合に指定管理者ということで指定管理委託をいただいているという状況でございます。

○千葉委員

最近、1階には入るのですが、2階に行くことがなかなか少なくなりまして、現在、施設内というのはどのように使われているのかお答えいただけますか。

○(産業港湾)商業労政課長

現在、1階部分は名店街が12店舗分、それから郵便局の部分、それから杜のつどいも入っていますので、そこで3店舗分です。2階につきましては、名店街の事務所等で2店舗分使っておりまして、あと貸し事務所として物産協会に2店舗分、それからプチ&ニットというお店が1店舗入っておりまして、現在は1階の1店舗分が空いている状況で、それ以外は全部埋まっております。

○千葉委員

それで、産業会館使用料の決算についてなのですが、大ホール、小ホール併用ということで、件数、金額等書いてあるのですが、この料金体系というのはどのようなになっているのかお答えいただけますか。

○(産業港湾)商業労政課長

2階ホールの使用料なのですが、大ホールにつきましては、午前が5,600円、午後が7,500円、夜間が5,600円で、全日通しで使いますと1万7,000円ということになっています。それから、小ホールにつきましては、午前が1,200円、午後が1,600円、夜間が1,200円で、全日通しで使いますと3,800円ということになっております。

ただし、この会場を使用する場合、商品の宣伝・展示・販売等営利を目的とする場合については、5割増しの料金になるという料金設定になっています。

冬は暖房料もいただいております。

○千葉委員

暖房料をきっちり取るのですね。それで過去5年間なのですが、先ほどの御答弁では、1階のテナントは結構埋まっていると思うのですが、この使用料について過去5年間、予算規模と収入済額についてお答えいただけますでしょうか。

○(産業港湾)商業労政課長

過去5年間の使用料の予算と決算の額ということでお答えしますが、平成18年度につきましては、予算額255万円に対し決算額が203万5,120円、それから19年度につきましては予算額255万円に対し190万8,620円、それから20年度につきましては、予算額255万円に対し172万6,000円、21年度は予算額255万円に対し173万3,310円、それから22年度につきましては、予算額215万円に対し165万5,190円となっております。

○千葉委員

予算額をずっと255万円にこだわり続けていらしたのかというふうに思うのですが、この予算額というのはびっしり使った金額なのでしょうか。予算がどういうふうに立てられたのかと気になったのですが、その辺についてはわかりますか。

○(産業港湾)商業労政課長

恐らく前年度の使用実績とその年の使用見込みなどを勘案しながら、毎年予算はつくっているものと思います。

○千葉委員

そうだろうと思うのですが、収入済額を見ても、もう少し前に予算を減らしてもよかったと思います。今話を伺っても、平成18年度の決算額203万5,120円からどんどん減少傾向になっているというふうに思いますけれども、この要因についてはどのように分析をされておりますか。

○(産業港湾)商業労政課長

委員がおっしゃるとおり、平成18年度が203万円ほど、それから22年度が約165万円ということで、40万円弱減ってきているわけなのですが、御存じのとおり、産業会館の場所自体は非常に中心部にありまして、よろしいのですが、減ってきた要因、特にきっちりと分析という形ではないのですが、恐らく場所の割には駐車場がないということが一つ大きな要因として考えられるということと、建物も50年以上たっているということもありますので、施設の老朽化というような部分も要因になっているものと考えております。

○千葉委員

産業会館の使用料は今伺ったのですが、財産収入のところにも産業会館収入という科目がございます。この中で、平成 22 年度の収入済額の説明として、建物貸付料というのが 1,132 万 2,202 円となっております。この中身についてお答えいただけますか。

○(産業港湾)商業労政課長

建物貸付料ですけれども、現在使用している名店街の 12 店舗分の家賃と郵便局に貸している家賃、それから 2 階で貸し事務所としている物産協会ですとか、店の事務所の賃貸料として、トータルで約 1,132 万円の貸付料収入でございます。

○千葉委員

1 店舗幾らというふうに金額が決まっているのでしょうか。

○(産業港湾)商業労政課長

1 店舗幾らという定額ではなくて、事務所の大きさや面積などもございますので、その割合でそれぞれの賃貸料を決定しているということでございます。

○千葉委員

それで、今回の歳出を見ますと、この産業会館の施設維持補修費が記載されております。具体的にどのような補修が行われたかお答えいただけますか。

○(産業港湾)商業労政課長

維持補修費の決算額 364 万 9,538 円の内訳ということでお答えしますが、大きなものとしては、ポンプの取替え修繕ということで 49 万円ほど、それから冷房の冷風を送るファンの修繕、清掃ということで約 40 万円、それから冷暖房の配管の取替えがありまして 43 万円ほど、それから産業会館の中と外の排水管の大規模な取替えがありまして、それが約 100 万円かかっております。それと、2 階のホールのシャッターが壊れまして、それが 50 万円ほどです。そのほかは、中の冷暖房の排水管に毎年漏水がありまして、それが昨年度は結構な数がありましたので、そのトータルで 360 万円ほど維持補修にかかっているということでございます。

○千葉委員

先ほど使用状況もお聞かせ願ったのですが、1 階は結構昔ながらのお店が入っているということですし、また杜のつどいの方々も有効的に使われているということで、本当に 50 年以上たっていながらも、市民に親しまれた場所であると思っております。

ただ、気になるのは、やはり非常に年数がたっていることです。施設整備に今回は 300 万円ほどかけて一時的な補修を行ったものと思いますが、補修費は過去の決算説明書を見ましたけれども、今まではあまり行っていなかったように記憶もしてございます。今後も一時的に直していくのか、また今後の産業会館のあり方というか、産業港湾部としてどのように考えているのかについてお聞かせ願えますか。

○(産業港湾)商業労政課長

産業会館の今後のあり方ということでございますけれども、もともとの設置目的は、産業経済の発展及び文化の向上に寄与するということであり、建設当時の状況から周りの環境も大幅に変わっておりますし、その目的が今はどうなのかという話はもちろんあるのです。実際には名店街で今御商売されている方、それから杜のつどいが入っている、高齢者の憩いの場として使われている、それから、郵便局も入っておりますし、2 階には物産協会の事務所もあります。そういった一方、冒頭説明しましたように土地が N T T の所有だということ、それから建物の一部を市が区分所有しているということですので、実際毎年何かしらの改修はしてはいるのですけれども、なかなか大規模な改修という話になると、市だけの話ではなくて、N T T とも協議しなければならないということもありますけれども、現在、中心部の施設としていろいろな面で必要な機能を有しているということから考えますと、当面は

必要な箇所をその都度補修しながら利用していかなければならないのかなというふうに今は考えてございます。

○千葉委員

区分所有という、市の施設でほかにそういうところがあるのかちょっとわかりませんが、非常に今後の運用は難しいのかなというふうに思っております。

今、建物の老朽化という話もしたのですけれども、この産業会館の建物というのは、補修の必要がまだまだ何か所もあるというふうに思いますが、市の施設カルテを作成されているという観点から、直す、補修する優先順位というのはどのようになっているか、わかればお答えいただけますか。

○(産業港湾)商業労政課長

建築住宅課のほうで施設カルテはつくってございまして、私も中を見せてはいただいているのですけれども、窓枠のスチールのさびが進んでいるとか、いろいろ診断結果はありますが、市全体の建物の中での優先順位というところまでは把握しておりませんのでお答えできません。

○千葉委員

実際の名店街、先ほど1階のテナント1店舗分があいているというお話があって、そのぐらい埋まっているのだなと逆に思ったのですけれども、ある方が名店街の中で飲食店をぜひ開いてほしいというお願いをされたそうです。それで場所を見に行ったところ、食事を出すところなので水回りが一番気になるところで、いろいろ確認をしたら、先ほど補修なさったというお話だったのですが、水をいっぱい流したら、ぼこぼこいって排水がきちんと流れない、また、水も本当にきれいな水が出ているのかという懸念があって、結局、飲食店を開くのを断念したという経緯があります。

今、お話あったように区分所有ということで、全面的な改修自体は財政的にも難しいということは理解できるのですけれども、市長の手紙にもトイレの改修の要望だとか、2階へ行くにも階段しかないということで、いろいろ問題点が山積されているということで、ぜひもっと有効活用できればという思いを込めて質問させていただきました。

市長の手紙にあったトイレの改修などは、今後ぜひやってほしいと思いますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○(産業港湾)商業労政課長

先ほどの飲食店の件については、実際、今、喫茶店とかも経営してございまして、店をやるに当たって必要な修繕等があれば対応はしていきたいと思っております。

それと、トイレの話ですけれども、今まで和式のトイレしかなかったのですが、杜のつどいなどもあり、御高齢の方も結構数多く利用されるということで、昨年、維持補修費ではなくて、産業会館の施設改修事業費の中で、1階と2階それぞれのトイレを洋式に変えておりますので、その辺はいつでも対応はさせていただいております。

○千葉委員

では、ぜひ有効活用されるよう期待しておりますので、よろしく申し上げます。

○秋元委員

◎小樽がらす市について

小樽がらす市について伺います。

今年で3回目だったかと思っておりますけれども、私も2回目、3回目と手伝いをさせていただいております、市の職員が真っ黒になって走り回っている姿を見て、本当に一生懸命、市の観光事業の振興に努力されているのだなと感動といたしますか、そういう目で見させていただいております。今回、決算説明書を見ますと、小樽がらす市実行委員会に50万円という補助金が支出されておりますけれども、初めに開催初年度からの出店数、市内業者数、市外

業者数がそれぞれ何店舗あったのかお答えいただけますか。

○（産業港湾）産業振興課長

平成 21 年度が第 1 回になりまして、出店 27 店舗のうち市内が 15 店、市外が 12 店、平成 22 年度は第 2 回になりまして、出店 34 店舗で市内が 19 店、市外が 15 店です。ちなみに今年の第 3 回は 32 店舗の出店がありまして、市内が 20 店、市外が 12 店でございます。

○秋元委員

思ったより小樽市内の出店者が少ないというふうには思ったのですが、出店するに当たっての基準というのは何かあるのでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

出店の募集をする際の案内を見ますと、専らガラスの製造又は販売を行う者ということで、あえて市内とか市外とか、そういうくくりはつけておりません。

○秋元委員

私が手伝いをしていたところ、観光客の方が来店されまして、「小樽のお店なのですか」と聞かれたのです。「そうですよ」と言ったら、その方は小樽のガラスをぜひ見てみたい、買ってみたいということで小樽に観光へ来たらいいのですが、結構、市外の業者が多くてびっくりしたということで、「これなら『小樽がらす市』ではなくて、『小樽でがらす市』だよ」と、うまいことを言うなどは思ったのですが、実はそういう方は私の周りに結構いらっしやいまして、小樽で営業されている方のほかに市外の業者が出店しているということは、委員会の中でも話し合われていることだとは思っているのですが、今後、小樽がらす市を続けていくに当たって、いいか悪いかは別にして、私は個人の考え方としては、もっと小樽市内の業者が出店しやすいような条件づくりも考えていく必要があるのではないかと思います。

そういうふうにと考えると場所的な制約もあるでしょうし、いろいろと問題はあろうと思うのですが、実は今回第 3 回のときにも、出店されている方の中からも、いろいろとそういう危ぶむ声と申しますか、ちょっと厳しい状況だというような声が聞こえたものですから、今後、市内、市外の業者に募集するのでしょうか、本当にこのままの状況で、同じような形態で続けていくのかどうか、市として何か話し合われているようなことは聞かれていますか。

○（産業港湾）産業振興課長

委員も御存じのとおり、実行委員会で開催されているイベントなので、行政がどこまでかわるのかということについてはいろいろとあろうかと思っておりますけれども、がらす市が始まる時のいろいろな過去の議論も見させていただきましたが、市民にガラス工芸品の魅力や伝統、技術を知ってもらおう、地域の文化として意識してもらおうという市民向けの部分と、また、これだけ集積しておりますガラス職人の意識や技術、人材育成とか業界の組織づくりなどを思いながら、実行委員会が組織され、議論されてきております。

当時の実行委員長の話若干紹介させていただきますと、市内の公募はもちろん、全国から出店してもらおうというのが大きな目的であり、来場者にさまざまな製品を手にとってもらって、東京、長崎などのガラスで有名な地域と競争することで小樽のレベルが上がり、よりレベルの高い小樽のガラスというのを目指そうとしているのだというコメントもございます。工房に向けても、市場というのはいくらも広い部分があるのだから、職人自身がそういうガラス展に出店して、来場者の生の声を聞くことが大事なのだというようなコメントもありまして、とりあえず 1 回目、2 回目、3 回目とこの実行委員長の下で開催され、どういう展開になるかというのは手探りの部分もありやってきました。3 回開催しまして、天気にも恵まれたということもあり入り込みも増えてきて、次年度に向け、今回の反省点も含めて議論しておりますけれども、出店の市内外という話は、まだ実際のところ実行委員会では議論されておられません。現在、3 回目を目標にして、実行委員長、組織が変わろうという部分もあり、次年度に向け

ては、実行委員会の体制づくりというのが議論の大きな部分を占めておりまして、また新しいメンバーの中で反省点なり、アンケートなどもとっておりますので、そういった声も反映しながら、実行委員会で議論されていくのではないかと考えております。

○秋元委員

事務執行状況説明書の 27 ページを見ますと、地場産業振興対策ということで小樽がらす市の開催が掲載されているのです。先ほどの答弁にもありましたが、やはり地元の業者や職人が腕を磨いていただいて、全国に発信していくことは大事なことだと思いますけれども、地場産業の振興という部分でどういうふうにも効果が表れていると、そんなにすぐ効果が出ないものかもしれませんけれども、課長はどのように分析されていますか。

○（産業港湾）産業振興課長

観光客の増加とともに市場が拡大され、ガラス工房も増えてきたと考えております。市外から小樽に転入された工房、工場もありますし、そういった意味では底辺が広がってきたガラス産業なのだろうというふうに思っております。ただ単に必然的な拡大のみならず、こういうがらす市なり、業界の組織化の話も並行して議論していますけれども、そういった業界の横のつながりの中で、またいい動きも生まれてきつつあるのではないかと考えておりますし、がらす市自体もやっていきながら、先ほど言ったように、出品するものにもっとこだわるべきではないかという話もあります。我々はあまり口を挟まないですけれども、実行委員同士が議論し、つながりが生まれ、組織化への動きも若干見える中で、そういう意見交換を通していい業界に育っていただければいいと思っておりますし、そういう動きが徐々に出ているのではないかと感じております。

○秋元委員

先ほども言ったのですけれども、せっかくすばらしい催物ですので、ぜひ小樽の方々ももっとたくさん出店できればいいと思いますし、個人的には、長崎などほか地域の業者が来て催物をやるのは、特に小樽がらす市でなくてもできるのではないかと思います。せっかく年に 1 回「小樽がらす市」と銘打ってやるわけですから、本当にもっともっと小樽の業者が力を発揮できるような催しになればいいという思いで質問させていただきました。

関連してなのですけれども、現在は潮まつりと同日開催ということで、このがらす市が行われておりますけれども、同日開催というのはどういう経緯で決まったのでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

当初、新たなイベントをやるという中で、時期についてもいろいろ議論はあったようですけれども、やはり集客の点において、その時期でアピールすることが一番ではないかということで、同じ時期にやったというふうに考えております。

○秋元委員

今後、第 4 回以降については、独立してといいますか、潮まつりと切り離して開催するような考え方というのは、実行委員会の中では出ていますでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

今年の実行委員会、6 月からですけれども、何回か出席しまして、少しは声が出ましたけれども、出店するというからにはそれ相応の売上げを期待する部分もあり、やはり人出というのはかなり魅力ある部分でございますから、大きく違う時期に行うという空気にはまだなっていないかというふうに、今年の実行委員会を通しては感じております。

○秋元委員

この事務執行状況説明書を見ますと、例えば雪あかりの路ですと来場者数が記載されています。がらす市の来場者数というのは把握しにくいとは思いますが、把握はされていますか。

○（産業港湾）産業振興課長

中央通と日銀通りの両サイドの入り口で1時間について、たしか20分だったと思いますけれども、計測し、それを3倍したら入込数というような形でやっております、1回目が2万人、2回目が2万7,000人、3回目の今年が3万1,000人です。

○秋元委員

思ったより少ないと思ったのですけれども、時期的な部分もあるのでしょうかし、やはり開催する店の意向もあると思うのですが、そろそろ独立して開催してもいいアピールになると思うのです。といいますのも、あそこで販売していますと、例えばねりこみやふれこみが始まりますと、やはりそちらのほうにどうしても目が行ってしまうということで、時間によっては非常に素通りが多く、店もあまり見ないで行かれる方もおります。確かに線路沿いを通っていただくのですけれども、どうしてもそちらのほうに目が行きがちだということも感じておりました。そういう部分で、独立して行えるような、もちろんこれは市が決めることではないですけれども、そういうことも今後考えていっていただきたいと思うのですが、現在、3回目まで行って、今後の課題についてどのように考えていますか。

○（産業港湾）産業振興課長

旧国鉄手宮線でやっているという雰囲気がいい、ガラスもマッチしてとてもいいという声をいただいている一方、歩きづらい、ある一部の来場者の声からすれば長すぎるという話も聞きますし、今年で言えばこれまで本部は中心部に置いていたものを、文学館・美術館の前が広場になったものですから、そこに移したのですけれども、端になったことで、とても歩いてこっちまで来るのに疲れたという話も聞きましたので、そういったことも課題と思っております。

ただ、今年初めて青空硝子工房を開催し、青年、若手を中心に移動式の窯を持ってきて外で制作体験をやり、東北の被災地に風鈴を送りましたが、外で窯をやった雰囲気がとてもよかったと実行委員会でも話をしておりました。そういうイベントをやればそれなりの場所が要るわけで、やはり広場も大事であって、そこに来場者を寄せるためには、ある程度の本部機能も必要とは思いますが、次年度に対して実行委員会でどう議論されるかわかりませんが、来場者の声、実行委員会のよかった点、反省点含めて、これから議論を重ねて次年度を迎えようと思っております。

時期については、先ほど言ったように、行政側からすれば、確かに来場者の声はあったのですけれども、もうそれなりの知名度になってきたのではないのかと、だから潮まつりと一緒になくてもいいのではないのかという話もいただきますけれども、実行委員会はガラス事業者の方が多いですから、出店する方も多いことからすると、独立した日程でそれだけの入り込みがあるのかという踏ん切りをつけることの勇気というのですか、それがどの時点でされるのか、成長してそういう時点を迎えられるといいとは思いますが、議論を見守っていきいたいと思っております。

○秋元委員

雪あかりの路とは一概に比べられないとは思いますが、ただ雪あかりの路のように本当に市民が一丸となって協力できるような、そういう小樽がらす市に育てていくためにも、私としては、今までの形態をいろいろと考え直すいいきっかけになればと思うのですけれども、市職員にもいろいろと協力いただいて、がらす市が4回以降も地場産業の振興につながるように努力していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○山口委員

財政構造について先ほどから質問がございましたけれども、これに関連して、ほとんど私の話になると思いますけれども、質問させていただきます。

その前に、今、小樽がらす市の話が出ましたが、ここにいらっしゃる総務部長が一生懸命業界と話をされて、初めて産業政策の一環として、こういうイベントを立ち上げ、事務局としてかかわられたということで、これは大変な英断だと思って私は評価をいたしております。

ガラスについては、基本的には小樽のガラス産業というのは、工房ガラスはたくさんありますけれども、ほとんどアジア圏、中国や東南アジアから輸入したものを売ることが主流で、名ばかりの小樽ガラスだったわけです。そこから何とか工房の中から若手が育って、工房を小樽でつくったり、道内につくったりしていくわけです。そういう方々がやはり一定の販路を持たないと、工房自身がやっていけないわけですから、そういうものを支えて産業として育てようということで、小樽はいわゆるガラスとしては大変知名度もあるし、ブランド力もありますから、例えば道内で言えば江別のやきもの市、東京にはガラス市がありますけれども、小樽でそういうものに届くような規模のイベントにしていきたいということで議論をされたわけです。

いわゆる工房ガラスで言うと、基本的に小樽は先進地とは言えないのです。小樽は特に吹きガラスが中心ですが、もっと多様な技術があるわけです。私も一時期、伝統工芸展などで全国を回らせていただきましたけれども、残念ながら小樽の工房からは伝統工芸展に出ているようなレベルの商品はありません。例えば薩摩切子ですとか江戸切子とか、あと長崎などでは、いわゆるグラビールといいまして、ワイングラスがメインですけども、大変高級なグラスにサンドブラストなどで絵を刻み込むという大変すぐれた技術を持っておりまして、最低でも 1 客 3 万、4 万円します。高いものは 20 万円もするようなものが売れております。

やっぱり全国から小樽に集まっていたいて、そういうものを来場者に見ていただいて、なおかつ工房同士がそういう技術を見て、新たな伝統技術に変えていくということをしないと、結局小樽のガラスというのは、ある意味では低廉な中国や東南アジアからのガラスに押されて負けて消滅してしまうわけです。本来から言えば、ガラス工芸学校のようなものを小樽に誘致して、ヨーロッパは先進地ですから、ヨーロッパの工房から講師を招いて、例えば夏期講座をやるとか、一年じゅういわゆる精鋭を集めて、ちゃんとした教育を受けさせ、職人を養成するような取組を、産業政策として本来ならやっておくべきだったと思うわけですが、今さらそれをできるわけはございませんが、こうした産業政策の観点から、がらす市が開催されたわけです。

小樽だけでがらす市が成り立ち得るかということ、残念ながら現状では大変難しいというふうに思います。本州から来ていただいている業者というのは、宿泊費や交通費を持って、それで来ていただいているわけです、一定の売上げがないとそれは成り立ちませんから。ただ、3 日で平均 10 万円以上売っているわけですから、私は相当な成果だと思います。なかなかそんなに売れません。

そういう意味で、ぜひ今の形態でもっと多くの工房を、小樽の工房には全部声をかけていますけれども、もっと幅広くいろいろな技術を持った工房を集めていただくように努力をしていただきたいというのが私の要望です。

もう一つは、なぜ旧国鉄手宮線で開催するかということです。これは議論もありましたけれども、やはり旧国鉄手宮線は小樽の産業遺構としては運河に並ぶものであり、私たちのまちのアイデンティティーなわけです。ここをもっと多くの人に知っていただきたいという意味で、雪あかりの路もあそこをメイン会場にしておりますし、潮まつりというのは、小樽を代表する、人が集まる夏のお祭りです。そういう時期に小樽にふさわしい場所でガラスという小樽に根づいた産業を知らしめるということになるわけですから、そういう舞台を持ったお祭りなのです。

また、申しわけないですけども、潮まつりもマンネリ化しているわけです。その中に新しい風を起こして、潮まつりが本当に郷土に根差した祭りとしてより定着するような一助になればということで、これは大変議論はありましたけれども、ぶつけて開催したということなのです。

こんなことばかり言っていると本論に入れませんか、この辺にしますけれども、私の希望としてがらす市のことを言わせていただければ、これからはもっと市内の飲食業など他産業と連携をするということです。結局小樽のガラスというのは本当に小樽のまちに根づいているかということ、私はそうは思わないわけです。例えば各家庭にガラスがあって、それで酒をたしなまれるとか、食器にして生活の中で使っていっちゃるとか、ヨーロッパではほとんどそうされているわけです。イタリアのガラスにしても、チェコにしても、ドイツにしても、スウェーデンにしても、食卓には必ずその地場のガラスがあります。そういうふうに着しない限りは、小樽のガラスが産業として根づいたということにならないと思います。そのための努力をしていくことがこのがらす市の目的だと思いますから、例えばグラスを買っていただいて、飲み屋にそれを持っていけば、グラス 1 杯のカクテルがサービスになるとか、やはりそういう連携ですね。かき氷でもいいですよ。かき氷のガラスといたって、ぼかしなども使いますから、すごく技術が要るのです。そういうものを買っていただいたら、暑い時期ですから、氷を 1 杯サービスしますということをやってもいいわけです。今年は窯を持ってきて製作体験などもおやりになったし、何かそういうおもしろいことですよ。

もう一つ私が心配するのは、やはり育つまでは行政が支援をするということです。実行委員会形式で民間が主体となってやっておりますけれども、今年で支援が切れます。ぜひこれまでと同等の支援をしていただくように予算を組んでいただきたいと思います。支援をやらなかったら続きません。それは強く申し上げて要望しておきます。

◎これからの市の戦略について

前回の決算特別委員会でも同じようなことを言いましたけれども、この小樽の財政、ようやく累積赤字を脱却して、平成 15 年度以来、財政調整基金がわずかでも積めるような財政状況になりました。ただ、まだ他会計から多額の借入れがありますから、予断は許さないと思います。

問題は、財政の構造が変わったのかということなのです。一生懸命皆さんが努力をされて、節約もされたのです。職員のボーナスは戻りましたが、給与はいまだにカットされたままです。また、市民サービスもカットをされました。これ数字を見て一目瞭然ですよ。職員数だって、こんなレベルで減っているということです。人件費だって、比率で言ったら物すごく落ちました。当然財政規模も下がっていますけれども、それだけ都市の規模が縮小しているということです。市の財政規模も縮小していますけれども、要するに都市の経済が縮小しているということなのです。人口が減る以上に加速度的に、いわゆるこの経済の規模が縮小しているということです。これが続く限りは、いつまでも財政状況は苦しいということになるわけです。

どうやって財政調整基金が積めるまでになったかといったら、これは仕送りのおかげです。数字を見れば一目瞭然ではないですか。ここ 2 年、地方交付税の積み増しと臨時財政対策債でもっているだけで、これがなかったら、基本的には累積赤字の解消なんかされていません。あれだけ努力したのだけれども、自主努力をしてもできないような構造になっているわけです。これを根本的に解決しない限りは、やりたい事業はできないのです。

市債残高も相当減りました。新谷市長のときには 1,480 億円ぐらいあったときがあったと思いますが、約 1,050 億円までやっとならしたのです。でも、まだそれだけあるわけです。先ほど財政課長もおっしゃったように、これからまだ新市立病院や共同調理場をつくらなければいけない、学校は統廃合するけれども、新築するところもあるし、それから耐震化工事もやらないといけなわけです。ここから稼げるところはないです。これは仕方なしにやらないといけなことです。今我々がいるこの市庁舎だって、もう完璧に耐用年数が来ています。地震が来たらいつ壊れるかわかりませんよ。まだ総合計画の中に入れていませんけれども、建替えだって絶対課題になります。財政事情さえよければ、当然新築になっていなければいけないわけです。それもできていない。さきほど産業会館の話がありましたけれども、終戦後間もない建物ですし、文学館・美術館も宝くじのお金で改修をやりましたけれども、とっくに耐用年数が来ている建物です。小樽はそのような建物がいっぱいありますよ。

だから、どうやってこういう財政構造を変えていくかということなのです。経済の構造が変わったわけで、もう

昔の夢は見えていられないわけです。地域に所得が残らない構造になっているわけですから、税収が上がるわけがないのです。そうではないですか。小売業や卸売業でもっていた地方港湾都市であったわけです。かつては全道で、札幌以上に圧倒的なシェアを誇った卸売の時期があったのでしょうか。そういう夢をまだ見ている人がいるかもわかりませんが、もう今は 2. 何パーセントぐらいしかシェアがなく、もう商業都市とも言えないです。このシェアが札幌にまず移って、それも基本的には大手が入ってきて全部吸い上げていくだけです。これはすべてがそうです。小売業もそうだし、卸売業もそうです。そこによっていた製造業もだめになっていくわけですが、製造業で言うと、これは頑張っていて、そんなに数字は落ちていないのです。一定の産業政策がきているのか、個々の業者が頑張っているのかわかりませんが。

私はどこを伸ばしたらいいのかという戦略の論議をずっとさせていただいているわけです。固定資産税だって評価額が落ちているから、今減少していますよね。一番市税の中で額が大きいですが、もう 65 億円ぐらいしかありません。結局それを伸ばそうと思ったら、資産価値を上げるしかないのです。いつか小樽はバブルのときに上がりました。運河沿いのところなんか坪 300 万円と言っていました。それが今や 10 分の 1 もないのです。

だから、外の人が投資したくなるようなまちをどうつくるかということでしょう。私は、この決算説明書を見て、いつも思うのです。あまり細かいところまで見ませんが、委員が質問されるけれども、原部原課が積み上げて、不必要な事業ではないですよ。一生懸命事業をされているわけ。だけれども、それだけでは足りないのです。そういうふうやってきた結果が、全部今、私が話したような結果になっていて、浮上できていないわけです。

私は、基本的に市長部局が戦略を持たなければだめだと、ずっと申し上げてきたつもりです。経済状況や構造が変わった中で何が伸ばせるかということ、唯一取り柄なのは、小樽は観光を新しく積み上げたのではないのかと言っているわけです。その観光を伸ばして、産業と結びつけて、税収を上げていくしかないのです。ソフトはいっぱいやってきました。先ほどのがらす市もそうです。雪あかりもそうです。潮まつりもさ祭も、ロングクリスマスも天狗山での夜景の日もやります。一生懸命ボランティアの人も市も一体になってやっています。下支えにもなっていると思いますけれども、やっとな財政状況が若干よくなったときに、起債を起こしてでも、投資的経費をもって、ハードも含めて何をやるのかということ。優先順位を、そして何をやるのか。それをだれが決めるのかということなのです。私は、こういうことは原部原課だけでやるのではなくて、横断的に、特に若い人が政策的な議論で鍛えられていく必要がありますから、有志を募って、総務部企画政策室が中心になって議論をする必要があると思います。

例えば今、港湾計画の改訂に入りますね。これは産業港湾部だけがやったらだめなのだと思います。前に、小樽港将来ビジョン懇談会に、初めて民間人も入ったわけです。市民の中には、もう船が入ってこないのだから、港なんかいいのではないのかという人もいますが、私は全然そう思っていない。しかし、石狩湾新港と小樽港という二つの港を持っていて、二つとも荷役だけでいいのかという議論はずっとあるわけです。そこで将来の港湾をどうしましょうと、そういう議論をしたわけです。結果、第 3 号埠頭については、基部は平成 9 年の港湾計画で都市機能を入れることは決まっておりましたけれども、客船の入港が増えていて、少なくとも客船ターミナルは要るのではないのかという議論になって、人流港として、一方で小樽の港を発展させようではないのかという議論の中で、港湾計画が改訂されると私は期待しておりますけれども、そういう議論は、市民も入れて、庁内で産業港湾部を中心にすることが大事だと思います。埠頭そのものもそうですけれども、特に第 3 号埠頭の基部については。

道の駅の話が出たようですが、安易に博物館でやるということではなくて、例えば第 3 号埠頭の基部に道の駅を持ってきてもいいと思います。小樽で一番期待されるのは海ですから、札幌の人がお客さんですから、200 万人いるわけですから。こういう方々が土日毎に毎回いらっしやって、魚を買っていただければいいではないですか。調理したものを食べていただければいいではないですか。

そういうことを議論する場所がどこなのと言っているわけです。市民はいろいろ言っています。けれども、懇談

会を形式的につくってもだめなのです。議員も入って、それが我々の仕事なので、入れてくださいよ。私的な懇談会でいいのです。秘密会でも何でもいいです。いわゆる市民の代表ですから議員も入って、そういうことをしないとだめなのです、戦略的な議論をどうするのかと。

天狗山もやっと計画ができましたが、だれがセールスに行くのですか。せっかくいい計画をつくるけれども、中央バスだけではできないですよ。30 億円を調達して、中央バスが天狗山に金かけるといいますか。私はやらないと思います。どこかの資本が参加して業務提携してやってもらわなかったら、これは進まないです。そういうことについてどうやってセールスをしりたいのか。中央バスも入れて、我々議員も入って、産業港湾部全体、当然建設部、いわゆる土木業界も入れます、駐車場の整備とかいろいろ議論になるし、林野庁の土地でもあるし。そういう事業ごとのプロジェクトチーム、幾つも持つ必要はないと思いますが、そうやって戦略を立てる必要があると思います。

企画政策室は新幹線とか高規格道路とかいろいろやりましたけれども、なぜ、そんなものを行っているのか、私には全然わかりません、小樽に一つもプラスにならないと思います。新幹線は札幌にとっては非常にメリットがありますが、小樽にとっては何にもメリットがない、かえってお金をもらいたいぐらいです。高規格道路もそうで、あんなものをやるのだったら、毛無山にトンネルを掘って倶知安とつないでほしいと言っているわけです。そのほうが、よっぽど観光では広域連携できると思います。もう一つは、臨港線の交通量が減ります。そうすれば 4 車線にすればいいと言っているわけです。今、全部臨港線と国道 5 号に入ってきていますから、3 万台の交通量があります。それが 2 万台以下になればいいわけでしょう。そうしたら 4 車線にできるわけですよ。そうすると、例えば港湾の第 3 号埠頭やその基部を開発するときに、臨港線の 6 車線の産業道路みたいなものは一定緩和されて、都市のアメニティーというか快適性、景観も保たれるようにすればいいわけです。車線を減らした分、緑地帯やパーキングエリアを設ければいいのです。そうすると運河沿いにも新たな投資が始まる可能性もあるわけです。港にも、基本的には第 3 号埠頭の基部などには絶対入ってくるのです。私はそういう考え方をしています。

こういう議論を私が一方的に言っているだけで、全体で議論されていないのです。私はもう 8 年以上議員をやっていますが、私たちなら違くと、我々の戦略はこうだということを聞いたことがないのです。本当にそういうことを今議論しておかないと、もとの議論に戻りますが、地方交付税や臨時財政対策債なんていうのは、いつ切られるかわかりません。国の借金を見たら、小樽より真っ赤かです。まだ国民が資産として 1,000 兆円以上持っているから、日本の国債は暴落しないだけです。しかし、小樽の高齢化率は 3 割を超えていますけれども、国だって同じではないですか。みんな年金生活者ばかりになりますよ。

だから、私はここ 5 年、10 年という単位で、地方財政なんてもっと危機になると思っているわけですが、小樽は大きな製造業がないわけですから、何で食うかと言ったら、ずっと申し上げていますがけれども、今ブランド力のあがるうちにもっとブランド力を磨くということだと思います。

今、一方的に話をさせていただきましたけれども、基本的にそういう戦略をどこで議論するのか、そういうことについてどうお考えになっているのかを最後に 1 点だけ質問させていただいて、私の質問といたします。

○（総務）企画政策室長

いろいろなお話をいただきました。それで、どこで議論をするのだというお話について、その中には要素がいろいろあって、山口委員に確実に答えられるかどうか自信はないのですが、実は五、六年ぐらい前、山田前市長時代に、課長ないし係長職が集まり、市長も入ったプロジェクトチームをつくりまして、そこで戦略的なまちづくりについて、新たな政策をどうやって組み立てていくべきかという案をもんだ部分はございます。そういう中から、私が知っている部分で、確実にというわけではないのですが、例えば杜のつどい、高齢者を活用してどういうふうに提携をしていくかということも、そこの中で出てきたというふう聞いております。

そのほかにもう一つ、若手職員を集めまして、それでプロジェクトチームをつくりました。それで、15 から 16

ぐらいの提言を市にいただいたのですけれども、その中で、私が記憶にあるのは、市役所地下の売店で小樽の物産を物産協会から仕入れて、販売していることでございます。これは少しでも地域振興していきたいという熱い気持ちの中から出てきた部分でございます。

そのほかにもいろいろ提言はいただいたのですけれども、そういうことを実際過去にはやっております。そういうものを踏まえまして、山口委員がおっしゃる、例えば民間も含めてという、その辺は恐らくスピーディーに物事は解決しなくてはいけないという主張はよく常日ごろから我々も言っているのですけれども、まずは市役所の内部でもって少し固めないことには外にも出ていけないと私は思うのですけれども、そういう足がかりといえますか、そういう部分をつくってから、外に出ていくなら出ていきたいと考えてございます。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 05 分

再開 午後 3 時 25 分

○委員長

休憩前に引き続き会議を再開し、質疑を続行いたします。

一新小樽。

○中村委員

まず、防災関係のことから聞いていきたいと思えます。

◎倒木について

三、四日前のことなのですけれども、結構な強風が吹き、雨が降っていた日だったのですが、蘭島の方から向かいの山の木が倒れてきていると私に電話がありました。とりあえずは今、警察に電話したのだけれども、以前に話していた山からの倒木なので至急見てほしいということで、現場へ急行しました。そうしましたら警察が通行止めにして、いろいろ連絡をして対応しておりましたけれども、私は私なりにまず消防に電話をいたしました。消防も建設事業課の方もすぐに駆けつけてくれて、市の対応は早かったです。

どういう状況かという、市道のツブタシ沢通線に面している山、立ち木がずいぶんあるのですけれども、その大半が立ち枯れたままになっています。なぜ木が枯れたのかというと、今から 7 年前、平成 16 年だったと思えますけれども、台風がありまして、なぜかその山の木がほとんど全滅してしまったのです。原因は特定されていないと思えますけれども、潮風だったのではないかと、いろいろ言われているのですが、とにかくかなり太くて高い木が軒並み枯れているのです。それが 7 年前の台風の時です。

たぶん皆さんも御存じだと思うのです。国道 5 号を通過して、忍路から蘭島に入るときに左手のほうに一つ山の木が枯れているのが見えますし、フルーツ街道を通るときもすぐ右手にその山が見えます。JR に乗っている人も、列車の中から見えるのではないかなと思うのですけれども、その山の木がもう 6 年、7 年たって、これまでも倒れてきています。いろいろ連絡を受けたこともありますけれども、やはり年月がたつてくるとだんだん朽ちてきているのです。それが倒れる頻度がだんだん高くなってきているように思います。

たまたまこの前、強い風が吹いたときに倒れて、ツブタシ沢通線をふさぐ形でというか、電線に倒れかかって、枝があるものですから通行も危険だということで、通行止めにしてありました。その対応に夜 9 時ぐらいまで、2 時間、3 時間ほどかかったのでしょうか。最終的には北電が来まして、クレーン車で木をつり上げ、カットして、そして道路わきに寄せたという作業を見ていましたけれども、あの辺に住んでいる方々にとっては、もう一度や二

度ではないということなのです。再三目の前で太い高い木が倒れてくるというのでもう気が気ではないという状況で、市にも申し出た経緯があるということなのですけれども、防災の見地から、市でこの状況というのを把握されていたのかどうか、その辺からお聞きしていきたいと思うのですけれども、いかがですか。

○（総務）杉本主幹

まず、現地の状況ですけれども、私も何度か通ったことがございますので、確かに立ち枯れしている木が山肌のところに見えているということは存じております。また、何度か風の吹いた折などに、それがちょうどその倒木だったかどうかというのは、今の段階では特定できませんけれども、倒木の連絡が蘭島管内で入ったこともございます。

○中村委員

私も以前、付近に住んでいる方から連絡をいただいて、何とか協力してほしいということで、市の建設部へ行って地番だとかを調べて、これから法務局へ、所有者だとか、今は個人情報うんぬんということもありますので、どこまで調べられるかわかりませんが、とにかくやれるだけやってみようということで行ったやさきにまた倒れたのです。

聞くところによると、もともと蘭島の方が所有していた山で、その方が亡くなって、今、地権者というか権利者が子供たちの世代に移っているのです、権利者の人数も増えているらしいのです。その個人の所有部分と、どうも国土交通省の所有の部分もあるらしいということで、簡単に、例えば隣の家の立ち木が道路に倒れそうだというのなら、個人対個人で交渉すればいいのでしょうかけれども、なにせその辺の権利関係もよくわからないので、何とか協力してもらえないだろうか、市のほうにも言ってもらえないだろうかということで、実は私に要請が来ているのです。

これが今回初めて倒れたというのならまだしも、今まで聞いてみると、再三倒れてきて道路をふさいだり、やはり市からも、建設事業課で指導したりということがあったのだろうと思うのです。今回もそういうことで消防、建設事業課が出ています。

状況を見ると、山全体に数百本の木があり、かなり高い木が、例えば民家を直撃したら大変だろうというようなものがあります。山は当然傾斜がついていますから、木は当然低いほうに倒れてくるわけです。前にも道路をふさいだり、テレビの線を切られたというお宅もあり、実害が出ているわけです。まだ人命にかかわるような事故には結びついていませんけれども、去年も2本倒れ、今年ももう既に目の前で2本倒れたというのです。その前からもう倒れているのだけれども、今後のことを考えると、これからますます時間がたって、朽ちて倒れる危険性が増しているというときに、何とかしてほしいという要請なのです。

私がお願いしたいのは、倒れてしまってから、例えば道路をふさいだから建設部だとか、そうではなくてほかの所管だとかという事故が起きてからの対応ではないのです。市も木が倒れるごとに、建設部だ、いや場合によっては防災担当、あるいは農政課、また、生活環境部など所管がいろいろ分かれるのだけれども、その辺をぜひ調整し、協力体制をとっていただき、今後の危険性を考えますと、できれば所有者を特定し、その上でまず所有者に申入れをしなければなりませんので、そこまでの手伝いをしていただけないかということなのです。そうになりましたら、地域の方なり町会の方なりが動くと思うのですが、その辺の協力体制を市にぜひひとつだけ言っただけないかということなものですから、今こうして話をしているわけですが、その点について所管がいろいろ変わるとは思いますけれども、お考えを聞かせていただければと思います。

○（総務）杉本主幹

今、委員のお話にもあったとおり、所有者を調べなければならないというのはありますけれども、仮に所有者がわかったといたしましても、個人所有の地所に立っている木を勝手に処分することはできないと思います。ただ、実際に立ち枯れした木が倒木につながるという事態もあろうかと思うので、その点につきましては関係

部局と連絡をとりまして、対応について調整いたしたいと思います。場所については、道路が関係したり山林が関係したりということがありますので、それぞれ関係部局に連絡して、調整をとっていきたいと考えております。

○中村委員

個人の所有ですから、個人の了解もなしに勝手にということできないでしょうけれども、まずそうやって実害が出ているということで、所有者に連絡をとり、その状況を知らせて対応を申し入れなければならないわけです。即対応していただけるかもしれないし、そうならないかもしれませんが、まず、地域の方々が安心できるように、そのための協力体制を庁内で調整していただきたい。この後、まだ今年も台風が来るかもしれません。そうすると、また倒れる木が出る可能性も十分あります。その辺を見ながら、大きな事故が起きる前に、できるだけ速やかに対応していただけますようお願いしたいと思います。

◎丸井今井跡地について

今日の朝刊に旧丸井今井小樽店の記事が載っておりました。今度新しく就任される副市長のコメントですけれども、時期が来れば表面に出て交通整理をするというような表現で載っておりました。

旧丸井今井小樽店のこれまでの経緯、ほかの議員もこれまで再三質問していると思いますけれども、もう一度簡単に説明していただきたい。今、競売になっている、それから任意売却の件で管財人が動いているという話も聞いています。その辺のこれまでの経緯を簡単に教えていただきたいと思います。

○産業港湾部副参事

稲一地区再開発、旧丸井今井小樽店のこれまでの経緯についてということでございますが、平成 17 年に丸井今井小樽店が閉店いたしました。その後、小樽開発の関係者、当時の顧問弁護士、行政、そして商工会議所が連携をいたしまして、施設再生に向けた取組を行ってきたわけでございます。

その中では、当時、商工会議所専務理事であった中松市長が我々行政と一緒にになって幾つかの企業と交渉を行い、市としての施設再生に向けた考え方を説明しながら、協議を行ってきた経緯がございます。しかしながら、巨額な金融債務、そして地権者の関係、そしてまた建物の共有名義など幾つかの課題があることから、売買計画成立には至らなかったという状況がございます。今年になりまして、大口の金融債権者から競売の申立てが行われました。そうした状況の中、小樽開発といたしましても、今のままでは交渉が続けられないということで、破産の申請という公的整理に移ったわけでございます。

今年になりまして 1 回目、2 回目と競売が行われたわけでございますが、売却価格が高額なことも理由の一つとしてあるかと思いますが、残念ながらまだ買手の申出人がなかったというのが現状でございます。

○中村委員

まずは、今まで 2 回の競売が不調になっているということなのですね。もう一回価格を下げて競売ということになるように聞いているのですけれども、その辺の見通し、それから管財人の任意売却での動きというのも、もう少し詳しく教えていただければと思うのですけれども。

○産業港湾部副参事

通常競売の手続は 3 回行われると聞いております。これまでの期間、1 回目が 4 月に、2 回目が 8 月の下旬から 9 月にかけてございました。この経過から考えれば、恐らく年末若しくは年明けになろうかと思いますが、まだ地方裁判所からの具体的なスケジュールは明らかにはされておられません。そうした中で進められるということになるかと思っております。

ただ一方、競売手続とは別に任意売却の手続は、これまた破産管財人主導の下で引き続き行われると聞いておりまして、これにつきましても、現在、破産管財人の下で進めているというふうと考えております。

○中村委員

最終的に競売で話がかからないというとき、その後はどういう動きになりますか。

それから、管財人のほうは今のところ、まだ有力な候補というのは見つかっていないととらえていいですか。

○産業港湾部副参事

1 点目の競売が不成立に終わった場合ですけれども、法的には裁判所がもろもろの事情を考慮して、売却の見込みがないと認めたときは、競売の手続が終了するということになるわけでありまして。

ただ、この間、また債権者が再度の競売の申出と申しますか、それについて裁判所で理由があると認めた場合には、4 回目の競売に移行するという事も可能であるというふうには承知しております。

現在の状況なのですけれども、この間、市としてもいろいろ取り組んできた中で大きな違いは、現在、施設の売却交渉ができるのは、唯一破産管財人だけなわけでありまして。つまり市としてもさまざまなかわりを持っていく中で、破産管財人の同意を得なければ何もできないということでありまして。

冒頭、副市長のコメントの中で交通整理という話もございましたが、現在、小樽開発の資産が破産財団に組み込まれているという中では、資産と密接なかわりがある、例えば地権者との協議ですとか、そういったことは市が行い得る立場にはございません。

ただ、そうした中で、全国的にも中心部の施設が競売にかけられて、地元の自治体がそういった調整に乗り出すといったことが明らかになった場合、いわゆる未払の人たちが転売を目的としてその不動産を落札するという事もあり得ます。破産管財人のほうからは、この案件は極めてデリケートなことから、慎重な上にも慎重な対応をしていただきたいと言われております。これは情報管理を含めてのものでありますから、現在の交渉についてもお答えすることはできませんので、御理解いただければと思います。

○中村委員

できれば市として表面に出て交通整理をするということ、時期が来ればということなのですけれども、それは競売なら競売での取得者が決まった段階で、あるいは破産管財人が任意売却で交渉する中で、具体的に取得したいという方が決まった段階で、例えば地権者との調整をするというふうにとらえてよろしいですか。

○産業港湾部副参事

新たな取得者が現れて売買契約が成立した場合には、これはもう市がリーダーシップをとりまして、商工会議所と連携しながら、また地元の商店街、商業者の意見も十分聞きながら、中心市街地の施設再生に向けて取り組んでいかなければならないと思っております。

ただ、一方で地権者との交渉を市が行い得るかという、それはまた別な角度でございまして、あくまでもそれは取得された方の下で進められるものと考えております。

○中村委員

例えば買いたい方を探すということはどうしても必要ですよ。そういう面で市の動きというのは、これまであるいは今後ないのでしょうか。

○産業港湾部副参事

競売が始まった以後も、幾つか市に照会がございました。先ほど来申し上げておりますとおり、交渉できるのが唯一破産管財人でありまして、市といたしましては、その方に市の考え方も説明した上で、直ちに破産管財人に連絡いたしまして、破産管財人の方で交渉を行っていただくという状況になります。

また、市がそういった新たな交渉先を見つけてくるということも、今、競売で法的手続が進んでいる中で、破産管財人があくまでも主導して、破産管財人の方で進めなければならぬ段階ですので、それを無視した上で市が独自の行動をとるということはいけませんという状況にあります。

○中村委員

そのことはわかります。管財人と連携を密にしながら、あらゆる手だてを講じて、今後何とかしなければいけないわけですから、動き方というのはいろいろあると思っておりますけれども、そごのないような形で、市も今からいろいろ

ろと可能な限り準備をしておく、そういう体制というのは必要なのではないかと思いますので、今質問しているのです。

あそこはやはり市の中心部ですし、商業施設がいいのではないかと、また、ホテルと商業施設を足し合わせた何か誘致ができないか、あるいは市役所が移ったらいいのではないかと、市民からはいろいろ意見があります。商業施設といたしましても、地元の商店街がつかなくなるような商業施設だと、いろいろ差しさわりもあると思うのですが、なかなかデリケートで難しいところだと思いますけれども、ホテルなどは非常に有効ではないかと思うのです。その辺、何でもいいということではなくて、ある程度目標というか、こういうのがやはり望ましいといった方向性をしっかりとらえながら、準備を進めていただきたいと思います。しかるべき時期が来ましたら、ぜひ市として有効な動きをしていただきたいと思います。

以前、中心市街地活性化特別委員会の委員長をしていたということもありまして、私もマイカルにかかわり、非常に責任も感じております。ぜひ市民挙げて、小樽の中心街がうまくいくよう知恵を絞っていただきたいと思います。

◎魅力度ランキングで順位が下がった理由について

第 2 回定例会の本会議で安齋議員が触れたことなのですが、地域ブランド調査 2011 というのがありました。市町村の魅力度ランキングで、小樽は昨年 5 位だったのが、今年は 8 位に落ちてしまったということなのですが、それ以前のランキングは、2006 年が 7 位、07 年が 5 位、08 年が 5 位、09 年が 6 位、去年が 5 位で今年が 8 位ということです。残念ながら、今までのランキングの中で一番下ということなのですが、これがすべてではないと思いますが、一つのバロメーターとして参考にしていいのではないかと思います。ランキングが落ちた原因について、東日本大震災の影響や原発事故というのは、これは小樽だけの話ではないわけですから、そうではないと思いますが、第 2 回定例会で安齋議員が触れてから、相対的に小樽が落ちた原因といいますか、その辺の分析をどのようにされているのかお聞きします。

○（産業港湾）観光振興室長

詳しい数字は今手元に持っていませんけれども、安齋議員からも先般聞かれた話だと記憶しております。その中で順位は確かに下がっておりますけれども、点数は変わらずで、それから観光に対する意欲度という面では、逆に少し上がっているというようなことで答弁したかと思っております。ですから、全般的に見まして、抽出数もそれほど全国で見て膨大な数を拾っているわけではありませぬので、一つの目安ということで考えていただければいいと思っております。それで、詳しい分析等は行ってはおりません。

○中村委員

先ほど民主党・市民連合の山口委員からもありましたが、今、小樽の産業は観光が重要な柱になっていて、市民こぞって知恵を絞り、何とかこの観光を盛り上げていきたいと、本当に私も同じ思いです。そういう中、数字的にランキングが落ちたというのは残念です。今まではガラスや寿司、運河といろいろ頑張ってきたわけですが、またさらに新しい小樽の魅力というか、そういうものを打ち出していかなければいけないと思うのです。

◎前市長時代の若手のプロジェクトチームについて

先ほどの民主党・市民連合山口議員の御質問への答弁の中で、戦略的にもっと頑張らなくてはいけないのではないかと、前市長の時代に横断的に集まって知恵を出したとおっしゃっていました。若手も集まったというのですが、それからかなり時間もたっていますが、今でも定期的に続けられているのですか。それとも、そのときだけで単発で何かアイデアが出て、それを幾つか実行して終わっているような状況なのですか。教えてください。

○（総務）企画政策室長

若手のプロジェクトチームなのですが、5 年から 6 年ほど前に実行しまして、先ほど言ったように 15 か

16 ぐらいの提言をいただきました。そのときの提言でできる部分については、やはりやっぺいこうということだったのですけれども、それ以降の進行管理については、基本的にはしていないということでございます。

○中村委員

具体的な話は幾つか答弁されていましたが、それ以外の提言というのは、あったものについては実行不可能なものだったということなのですか。もう少し詳しくお願いいたします。

○（総務）企画政策室長

内容については、今、資料を持ってきていないものですから答弁できないのですが、例えば若手職員のお見合いをするというのがありました。市だけではなくて、いろいろ職員みずから動いてやろうという提言を出したはいいのですけれども、なかなか実行できない部分というのはあったというふうに考えます。

○中村委員

これまでの動きというのはそれなりによかったと思うのです。これは私からのお願いですけれども、横断的なそういう知恵の出し合いというのは、さっき山口委員がおっしゃっていたように、例えば民間を入れてもいいです。情熱のある人はまだいっぱいいらっしゃるわけだし、知恵もいろいろ出していただかなければならないということで、前市長のときだけで終わらずに、新しいこれからの小樽観光の勢いをさらに増していくため、また、観光入込客数が過去に 900 万人台あったのですけれども、それをしのぐ目標を立てて全力を挙げるということのため一つの手段として、ぜひ横断的に、あるいは若手の職員に、さらにこの後も 1 回、2 回で終わらずに、どんどん知恵を出して力を出していただきたいというように思うのですが、どうですか。

○（総務）企画政策室長

先ほど言ったように、いろいろプロジェクトチームは過去にもありましたが、では、これからどういうことを準備しているのだという具体的なものは今持ってはございます。ただ、地域を活性化させるということは、あくまでも市として一番求めていかなければならないことでしょうし、当然、総合計画の進行を確実に進めていくということも、一方でやっぺいかなくははいけない部分でございます。それに対してはマンパワーと言ったらおかしいのですけれども、ソフト的に人がどういうふうにそこにかかわってけるのかということ、これからじっくり考えさせていただきますというふうに考えております。

○中村委員

引き続きよろしくお願ひします。終わります。

○委員長

一新小樽の質疑を終結し、共産党に移します。

○川畑委員

◎藻場造成事業について

まず、藻場造成事業の補助について、最初に濱本委員からも質問がありましたので、ダブるようなことはせずに質問したいと思います。

沿岸地域の岩礁等で発生しているいそ焼けなのですけれども、その発生によって昆布等の有効な藻類が減少し、ウニやアワビに重大な影響を与えているとのことで、いそ焼け被害については全道的にも関心が高いのが現状だと思ひます。

今日、新聞の切り抜きを持ってきたのですけれども、これは 2010 年、昨年 12 月 5 日、日本共産党が発行しているしんぶん赤旗日曜版の記事です。これにいそ焼けが深刻だということで、小樽で取材した内容が載っています。その取材のために、赤旗の記者がどこか紹介してもらえないかと私のところに来たもので、忍路の漁師を紹介したのですけれども、それを基に質問します。

共産党の花岡ユリ子前道議が、2007 年ごろから道議会でもいそ焼け対策に取り組んできていました。道からは成果を広く普及し、対策を推進するという答弁も引き出しているわけですが、みずからも泊村や上ノ国町の藻場の再生実証事業を視察して力を入れてきていたところです。

この記事によると、いそ焼けの主な発生要因として、海域が海水温で貧栄養化することに着目したのが上ノ国町の藻場再生実証事業とのこと。具体的な取組としては、農業用の肥料にも使われる窒素が含有される硫酸アンモニウムを海水と混合させて、この液肥を 8 か月間、24 時間、毎時 4 トンを海水に流し込み、それによって昆布が成長したという実証を載せています。

小樽市では環境改善を図る新たな実証事業を行う取組として、小樽市漁業協同組合に対する支援ということで、先ほど濱本委員の質問にもありましたが、まずこの場所はどこなのか、教えていただきたいと思うのです。

○（産業港湾）水産課長

昨年度の藻場造成事業を行った場所でございますが、忍路地区の沿岸域の子猫泊という地域で行っています。

○川畑委員

恐らくこの記事に載っている漁師が紹介した場所だろうというふうに私も思います。

もう一つお聞きしたいのですが、石灰藻の除去する範囲の程度ですけれども、現在の予算でどのくらいの面積をやっておられるのでしょうか。

○（産業港湾）水産課長

先ほどの答弁でも紹介しましたが、昨年事業費 100 万円で行いましたが、その対象面積といたしましては約 100 平方メートルの範囲で行っております。

○川畑委員

この記事によりますと、上ノ国町の藻場再生実証事業では、道は設置費用として 650 万円出しているということなのです。100 万円程度では、ほんの猫の額どころではない規模だろうと思います。なぜ私がこのことを取り上げているかというと、この私が紹介した漁師が、初めて小樽でもこういう事業を始めたことを高く評価していて、今後もぜひ力を入れてやってもらうために発言してほしいと、そういう希望があったわけです。

それで、本事業について効果が上がっているのかどうか、それと今後、拡大予定があるのかを確認したいのですがどうですか。

○（産業港湾）水産課長

事業の効果についてであります。本年 3 月に行いました効果調査、目視の観測でございますが、石灰藻を剥離した部分の約 80 パーセントに新たな藻が生えてきたというのが報告されているところであります。

今後でございますが、今年度におきましては、200 万円の事業費をかけまして、忍路地区の沿岸域 3 か所において同様に石灰藻剥離の事業を行う予定になっております。

○川畑委員

恐らく 200 万円程度の事業では、まだまだ大海の中のほんの一部だろうと思うのです。沿岸漁業が苦しんでいるいそ焼け対策を進めるためにも、今後は漁業が成り立つような保全、発展させる事業をぜひ拡大、そして継続してほしいとお願いしてこの質問を終わります。

◎差押えの状況について

事務執行状況説明書の 19 ページにあります。差押えの状況について質問いたします。

まず差押えの手順について簡単にお答えください。

○（財政）納税課長

まず、差押えについてですけれども、差押えにつきましては地方税法に規定があるのですが、納期限を過ぎても納付がない場合には、納期限後 20 日以内に督促状を発しななければならないとなっています。さらに、その督促状を

発した日から起算して 10 日を過ぎた日までに納付がないときは、滞納者の財産を差し押えなければならないとなっています。

差押えに至るまでの一般的な手順といたしましては、督促状発送後期限までに納付がない場合、まず指定期限までに納付してくださいという催告書を送付します。次に、特別呼出しという、納税課に来てくださいという内容の催告書を発送します。さらに、状況によって財産調査予告書とか、あるいは給与照会予告書を送付し、最終通告として差押予告書を送付し、納付がなければ最終的に差押えを執行いたします。

○川畑委員

差押えの合計件数が昨年度と比べて 103 件ほど増加しているのですが、全体で 1 割弱増えるわけです。それから、給与や年金から動産まで軒並み件数が減少している中でも、預貯金への差押えについては 162 件増えているのですが、この状況について、なぜこのようになっているのかわかれば教えてください。

○（財政）納税課長

差押件数の関係ですけれども、平成 21 年度と 22 年度を比較した場合に、22 年度は 1,190 件、21 年度は 1,087 件ということで、トータルでは 103 件ほど増えています。ただ、これを 20 年度までさかのぼって比較しますと、20 年度が 1,244 件で、そこから比較すると 22 年度の差押件数は減っております。

これは結局、増加傾向があるということではなくて、毎年必要に応じて差押えを執行しているわけですけれども、その中で財産調査したときに差し押さえる財産を発見して、それで結果的に差押えに結びついたということになっております。

○川畑委員

差押禁止財産の金額については、1 人当たり幾らとか規定があると思うのですが、教えてください。

○（財政）納税課長

差押えの手続等につきましては国税徴収法に規定があるのですが、その中ではいわゆる差押禁止財産、こういう財産は生活に必要なので差し押さえしてはだめだと、あるいは給与についても、生活を維持するためにこの額は要するに差押えできませんという形で規定があります。給与につきましては大ざっぱに申しますと、本人 1 人についてまず 10 万円が禁止額となります。その同一世帯に扶養者が 1 人いた場合には、1 人につき 4 万 5,000 円が禁止額になります。例えば本人と扶養家族が 1 人いる 2 人世帯の場合は、10 万円と 4 万 5,000 円で 14 万 5,000 円が禁止額となります。ですから、仮に給与が 15 万円あったとしても、14 万 5,000 円が禁止額となりますので、残りの 5,000 円について差し押さえることができるということになります。

○川畑委員

平均しますと、預貯金の 1 人当たりの差押金額が 3 万 6,000 円程度、給与・年金等の差押えが 9 万 7,000 円程度になるのです。そうすると、少ない預貯金を差し押さえているのではないかと心配するわけですが、生活に支障するような差押えはないかどうか教えてください。

○（財政）納税課長

まず、先ほども答弁したとおり、禁止財産なりというのは決められていますので、そういうものは差押えできません。預貯金につきましても、基本的に今給与につきましても振り込みになっていますけれども、振り込まれた給与と扱われるものについては、先ほど答弁したいわゆる差押禁止額ということを考えて差押えをしております。

○川畑委員

誠実さを欠く滞納者もいると思うのですが、行き違いなどもよくあると思うのです。それで直接的な話合いなどを行って、慎重な取扱いをしてほしいというのが私の希望なので、そのことを改めてお願いします。

○北野委員

◎平成 20 年度以降の累積赤字解消の要因と経過について

平成 20 年度以降の累積赤字解消の要因と経過について説明してください。

○（財政）財政課長

まず、平成 20 年度から大まかなもので申し上げますと、一般会計の当初予算は職員給与や管理経費などの歳出削減はもとより、他会計からの借入れなどの財源対策を講じましたが、なお財源不足の解消には至らなかったことから、緊急的な避難措置として、職員や議員の期末手当削減などにより、収支均衡予算を編成したところでございます。

最終的な決算では、市税収入や実質的な地方交付税が前年度を上回ったことなどから、実質単年度収支は約 6 億 3,800 万円の黒字となり、累積赤字は約 6 億 5,900 万円まで圧縮することができました。

次に、21 年度の状況を申し上げますと、当初予算は前年度に引き続きまして、職員給与の削減や事業の厳選などによる歳出削減に努めましたが、なお多額の収支不足が生じたことから、他会計からの借入れのほか、期末手当の削減継続などにより、収支均衡予算を編成したところでございます。

その結果、最終的な決算につきましては、歳入では市税収入が前年度を下回ったものの、実質的な地方交付税が増額となったことなどもありまして、実質単年度収支は約 6 億 2,900 万円の黒字となり、累積赤字は約 3,100 万円まで減少いたしました。

最後に、22 年度の状況についてでございますけれども、当初予算につきましては、前年度に引き続き、他会計からの借入れや期末手当の削減などにより、収支均衡予算を編成したところでございます。

最終的な決算では市税収入が前年度を下回ったものの予算額は確保できて、また実質的な地方交付税の増額などもございまして、実質単年度収支は約 12 億 1,500 万円の黒字となりまして、16 年度以来の累積赤字を解消することができました。

このように、本市としてとり得るさまざまな収支改善策を講じ、全庁が一丸となって累積赤字の解消に努めたことはもとより、国における地方財政対策の改善による実質的な地方交付税の増額が相まったことが、累積赤字の解消に至った大きな要因であると考えております。

○北野委員

今の答弁で不用額に触れていない理由を説明してください。

○（財政）財政課長

ただいまの答弁では、主に職員給与や手当の削減、他会計からの借入れなどの財源対策、それから国の地方財政対策を中心に黒字の要因ということを答弁いたしましたけれども、確かに不用額につきましても黒字の要因と言えらると思います。

事務的経費や維持費などの管理的経費につきましては、毎年度、私どものほうで通知している予算執行方針におきまして、最少のコストで最大の事業効果が発揮されるよう、予算を漫然と執行することなく、費用対効果などを再検討するよう求めるとともに、予算を使いきるという考えを払拭し、効率的な執行を求めているところでございます。このような予算執行段階における節約や効率化による不用額というものは、努力の結果生じたものでありますので、黒字の要因となるというふうに考えております。

しかしながら、近年、決算時において多額の不用額が生じているという御指摘も多く受けておりますので、今年度の予算編成時に通知した予算要求に当たっての基本的事項というものがございまして、その中では事業ごとの毎年度の不用額についてもよく分析した上で、予算要求額の見積りを改めて各部に求めたところでありますので、今後とも予算の編成に当たりましては、適正な見積りに努めてまいりたいと思っております。

○北野委員

予算の適正な見積りということをおっしゃっていたのは、今に始まったことではないわけですが、この3か年間だけではなくてその前も含めると、不用額の予算現額に対する割合が2パーセント台だったのが、平成21年度、22年度は3パーセント台に増えているのです。だから、財政課長がおっしゃった予算の適正な積み上げという点は、これは矛盾すると思うのですが、その辺はどういう理解をすればよろしいですか。

○（財政）財政課長

不用額が生じる要因につきましては、総じて申し上げますと、予算上の見積りに比して各制度の利用が少なかったということになるかと思えますけれども、一方では、年度末まで予算執行の見込みを把握することが難しく、予算の減額もできなかったということがあるかと思えます。

○北野委員

次に、地方交付税が前年度と比べて増額になった平成20年度以降、一般会計の単年度収支が黒字に転化しているわけですが、これをどう見ますか。

○（財政）財政課長

地方交付税の依存度が高い本市の財政構造にかんがみますと、財政再建推進プランや財政健全化計画、これに基づく事務事業の見直しや他会計、基金からの借入れ、それから期末手当の削減といった財源対策だけでは、最大14億円まで累積した赤字を当初の計画から2年前倒して解消するということは難しかったと思っております。

この間、全国市長会をはじめ地方六団体とも連携しながら、安定した財源としての地方交付税の復元・増額について粘り強く要望しておりまして、その強い要望にこたえる形で国が地方財政対策の改善を行い、平成20年度以降、実質的な地方交付税が増加傾向に転じたということが、本市における収支改善の大きな要因であったというふうに考えております。

○北野委員

平成24年度の予算編成では、他会計からの借入金を財源に充てるということはしなくてもよろしいのではないかとこのように考えるのですが、財政当局はどう考えていますか。

○（財政）財政課長

今後の本市の財政運営にかかわってまいりますので、特に一般会計におきましては、これまで財政調整基金や減債基金が底をついていたという状況の中で、不測の財政需要が生じた場合のみならず、毎年度の当初予算編成においても収支のバランスを図るためには、他会計や基金からの借入れに頼らざるを得ないといったような状況でございまして、平成22年度決算において何とか累積赤字を解消しまして、6年ぶりに財政調整基金への積立でもできたところでございます。

そこで、今後におきましては、まずは他会計や基金からの借入れに頼らずに、収支均衡が図られるような予算編成ができるような、本来の意味での収支バランスがとれるようにすることを目標といたしまして、その上で他会計や基金からの借入金を計画的に返済しながら、一般会計の黒字を維持しまして、少しずつでも財政調整基金の残高を増やしていくということで、年度間の財源調整が図られるとともに、不測の財政需要に柔軟に対応するための財源の確保も課題になるのではないかと考えております。

そのためには、これまでの健全化の取組を継続していくことが重要であると考えておりまして、今年度の収支状況でありますとか、来年度の地方交付税の状況、見通しなど国の動向をよく見極めた上で、本年度予算の編成とあわせまして、24年度を初年度とする新たな財政健全化計画を策定することとしておりますので、その中で、24年度以降の他会計からの借入金につきましても検討してまいりたいと思っております。

○北野委員

よくわからないのですが、平成20年度から単年度収支が黒字になり、その額が約6億3,800万円、21年

度は約 6 億 2,900 万円、22 年度は約 12 億 1,500 万円という答弁だったのです。だから、20 年度、21 年度と単年度収支は黒字ではあったけれども、20 年度の他会計からの借入れは 10 億円を超えているし、21 年度も約 9 億 6,000 万円です。だから、単年度収支よりも他会計からの借入れのほうが多いから、これは他会計から借り入れなかったらやっていかれなかったということは素人でもわかるのです。しかし、22 年度は約 12 億 1,500 万円の単年度収支、黒字を出しているのです。他会計からの借入れは約 9 億 1,000 万円ですから、そういうことを考えれば、基金に積んだということも今度の決算でありますから、24 年度の予算編成に当たっては、他会計からの借入れはしなくてもいいというふうに言いきれないのはどういうわけなのですか。

○（財政）財政課長

できることであれば、借りないで予算編成するということが非常に望ましいとは思いますが。まず今年度につきましても 8 億 8,000 万円、当初予算で他会計からの借入れを計上しております。ですから、それが今年度の収支の状況によりまして、本当にそれだけ必要なかどうか、そういったことをまずよく見極めなければならないと思っています。

今年度、借りなくても済むようであれば一番いいと思いますけれども、そういったことも含めて今年度の収支の状況をよく見た上で、できれば来年度借りない予算を組みたいと、そういう気持ちは持っておりますけれども、今の段階ではまだそこまで言いきれない状況にないということでございます。

○北野委員

平成 23 年度の決算見込みは 12 月近くになればある程度見えてくると思うのですが、そこで可能性としては他会計からの借入れの減額の補正ということもあり得ますね。

○（財政）財政課長

まず、地方交付税については 8 月に交付の決定がなされました。その内容につきましては、昨年度よりは落ちておりますけれども、予算額は何とか確保できたという状況でございます。これから年末 11 月、12 月にかけて、各部に対して執行見込みの照会をかけてまいります。その中である程度、収支の見通しというものも見えてまいりますので、そういったものを踏まえた上で検討していきたいと思っております。

○北野委員

◎新しい財政健全化計画について

次に、先ほど新しい健全化計画を平成 24 年度から始めるという答弁がありましたが、その策定作業にはいつから取りかかり、新しい計画では何を目標にして計画を立てていくのか、説明をしてください。

○（財政）柴田主幹

新しい財政健全化計画についてであります。策定作業につきましては、担当といたしましては、現状での歳入の見通しですとか事業費の推計など準備を進めている段階でございます。今後、計画に盛り込む実施内容ですとか、新年度の予算編成と並行して、全庁的な調整などの作業に入っていきたいと思っております。

新しい計画の目標でございますけれども、まずは毎年度の予算編成上での他会計からの借入れを圧縮していくこと、そして解消を目指す、これがまずは目標になると思います。最終的には本市の歳入に見合った歳出構造とすることでありまして、年度間の不測の財政需要にも柔軟に対応し得る、本来の意味での収支バランスがとれるようにすることであるというふうに考えております。

○北野委員

計画を立てる上で、それは基本だと思うのですが、財政を黒字にするためならば、事業をやらないでいれば黒字になるのです。しかし、そんなわけにはいかないですから、どういう事業をやるのかといえば、当然のこととして総合計画、なかんずく前期実施計画に盛り込まれた事業を盛り込んでいるというのは当たり前だと思うのですが、今の答弁で前期実施計画の事業について触れなかったというのは、何か裏があるのですか。

○（財政）柴田主幹

総合計画に触れなかったということで、特に何かあるわけではございません。これから新しい財政健全化計画で収支計画を立てていく中で、基本的には第 6 次小樽市総合計画の前期実施計画に掲載された事業がベースになっていくものとは考えております。

ただ、先ほど財政課長からも話がありましたが、最終的には今年度の収支状況をよく見極めた上で、なおかつ平成 24 年度、新年度の予算編成の作業とあわせながら、新しい計画を策定していくということを考えております。こうした中で目標達成のための収支の試算を行った上で、実施可能な事業を盛り込んでいきたいと考えております。

○北野委員

◎室内水泳プールの建設について

そこで、第 6 次小樽市総合計画の前期実施計画に盛られている室内水泳プールの建設についてですが、第 3 回定例会の安斎議員の代表質問での答弁を聞いていて、率直に言って後退したのではないかと思わざるを得ないのです。教育長はいろいろと答弁されていますけれども、文部科学省が東日本大震災以降出した施設整備基本方針と施設整備基本計画の改正ポイントについて、まず説明してください。

○教育部長

文部科学省は、学校と施設の整備に関する施設整備基本方針を本年 5 月 24 日付けで改正をしております。第 2 回定例会での新谷議員の代表質問への答弁でも、その改正点の主なものについてお答えをしておりますが、1 点目は公立学校の耐震化は平成 27 年度までに完了させることを目標としたこと、2 点目は非構造部分の耐震化を推進すること、3 点目は応急避難場所としての防災機能を強化すること、4 点目は老朽化した施設の再生を推進すること、5 点目は環境に考慮した施設整備を推進すること、以上の点が学校耐震化の改正のポイントとなっております。

○北野委員

教育長に伺いますけれども、第 2 回定例会での新谷議員の質問に、教育長はプールの問題でお答えになっていますが、当然、直前に出された耐震化での改正を念頭に置いてお答えになったと思うのですが、率直に言って、プールについては少し後回しにしなければならないという心情でお答えになってはいませんでしたか。

○教育長

新谷議員の質問への答弁としては、一つは土地の確保が課題としてあると。それから、新共同調理場又は学校の建替え、それから耐震化の建築事業、そういうものがありますと。それから事業の平準化、これらのことを考えながら進めたいと、このように答弁していると承知しております。

○北野委員

答弁しているのはわかっています。だから、そういう答弁をしたということは、プールは後回しにしなければならないという心情が働いての答弁ではなかったですかと聞いているのです。

○教育長

今定例会での安斎議員の代表質問の再質問に対する答弁と第 2 回定例会での新谷議員に対する答弁と違った点といえば、安斎議員は第 6 次総合計画で、23 年度から 25 年度までに、実施設計で 2.800 万円を盛り込んでいるが、プール建築はどうかと、こういった質問に市長のほうから答弁をしたわけですが、基本的には土地の確保の問題やら、それから学校耐震化の促進などの建築事業、事業予算の平準化、こういうものを考えながら、状況の変化といいますのは、いわゆる計画ができた当時、平成 21 年度に第 6 次総合計画ができたわけですがけれども、震災に伴う耐震化の加速といった事情は計画時点では想定はしていなかったと、そういう意味で状況の変化があったというふうに私は答弁したつもりでおります。そういう観点に立って言えば、市長が最初に、計画に位置づけられている重要な事業だが、優先度などを見極めながら取り組む必要があると言ったのは、その背景に、その計画ができた当時には、こういう大きな震災があるということは想定していなかったもので、そういうことも見極めなければならないと

いう趣旨で答弁をしたつもりであります。

○北野委員

そうであれば、総合計画にうたわれている事業は、東日本大震災以降は、当然のこととして、すべて検討されなければならなくなるということだと思うので、プールだけ差別するということはないでいただきたいと思います。

それからもう一つは、プールについては、市長も教育長も土地の面積が確保できないということを盛んにおっしゃいますけれども、それでは伺いますが、壊された旧第3ビルにあった市営室内プールの総面積は幾らでしたか。

○（教育）生涯スポーツ課長

駅前にあった市営室内プールの面積につきましては、共有施設ということで、プールだけの面積でいきますと約2,000平方メートル弱ということで聞いております。

○北野委員

5,000平方メートルなかったらだめと言い出したのは、駐車場を念頭に置いてのことだと思うのですが、利便性さえよければ、今までも小樽駅前で専用の駐車場はなかったのです。仮に小樽税務署跡地とその後ろにある駐車場の面積は幾らというふうに承知していますか。

○（教育）生涯スポーツ課長

税務署跡地の面積につきましては2,974平方メートルです。

○北野委員

そこに建てるとは言いませんけれども、プール復活を望んでいる関係者の方々は、そこも一つの選択肢にというふうにしていれば十分建設できるのではないですか。そういうことを念頭に置いて進めていただきたいし、教育長に強く注文しておきますけれども、あなたは小樽に来られて、市民の強い要望であるプールについては冷たい態度をとって、そして学校適正配置はもう何が何でも進めるというのは、教育長としてはちょっと不公平なやり方ではないかと私は思うので、まさかそういうことは考えていないと思いますから、信用していますから、信頼を裏切らないようにしていただきたいということだけ申し上げておきます。

◎病院事業会計への繰入金について

次に、本年10月の広報おたるの5ページ、今日は病院局が来ていないのは承知の上で質問しますが、ここに平成22年度の一般会計から病院事業会計への繰入金の内訳がごく簡単に載せられているのですが、これは当然財政部として繰り出したからには、理由はそれぞれ承知して繰出しを行ったと思うのです。それがここでともごく簡単にこういう形で載せられたことに対して、一切コメントはないのですか。

○（財政）財政課長

昨日、たしか安齋委員から病院局に御質問があったかと思いますが。それに対する病院局の答えとしては、記事のスペースが限られていたと。その中で、繰入金の処理について詳しく説明すると、それだけでかなりの分量となり、繰入れ結果である不良債務解消や単年度資金収支の黒字に言及できなくなるので、表の中で財政支援に係る繰入金については、主に平成20年度、21年度の収支悪化分の補てん、それから過去の不良債務解消に係る繰入金については、5年度から11年度の繰入れ不足分の補てんと、市民にできるだけわかりやすいと思える言葉遣いで、かつ短い説明にしたと答弁していると思います。

それについて病院局では、この繰入金というのは市民の関心の高い部分であるということですので、今回の広報記事だけで終わりとするのではなくて、今後、効果的な方法を検討するということにしておりますので、そういった際につきましては、財政部としても相談してまいりたいというふうに思っております。

○北野委員

相談したのでしょうか。

○（財政）財政課長

この記事を書けるに当たっての相談はしておりません。

○北野委員

そうであれば、この広報おたるの囲みの黒丸三つあるうちの真ん中、財政支援に係る繰入金 6 億 4,292 万円、括弧して主に平成 20 年度、21 年度の収支悪化分の補てんと書いてありますが、なぜ収支悪化が起こったのですか。どういうふうに病院局から聞いていましたか。

○（財政）財政課長

財政支援に係る繰入金につきましては、これは国が定めた繰出基準に基づくものではありませんけれども、財政支援を行わなければならないという背景には、年度の途中で医師が退職したでありますとか、また、その補てんもうまくいかなかったということがあると承知をしております。

病院局長を中心に、医師の確保に大変努力されているということにつきましては承知をしておりますけれども、医師確保が難しいというのは本市に限ったことではなくて、詳しくはわかりませんが、国における臨床研修制度の改正なども関係しているのではないかと承知しているところでございます。

そのような意味では、この財政支援に係る繰入れというのは、病院の自助努力だけでは改善が難しいといった面に対する支援も含まれているのではないかと承知しております。

○北野委員

なぜ聞くかという、昨日も開催されたようですが、新市立病院に向けての病院経営改革評価委員会が行われていて、ここで一般会計からの繰入れについて議論がなされているのです。それを見れば、何かもう一般会計から病院事業会計に繰り入れることが悪いかのような印象を受けるのです。財政当局の話も聞いていても、ただ黙って病院局から言われたから繰り入れるなんてことはやっていないと思うのです。これだけ引締めにかかっているのだから、正当な根拠がなかったら繰入れするわけがないはずですから、病院事業会計だけ別枠ということはやられていないはずなのです。だから、そもそも何のために繰入れをやっているのかということは、財政部はどういうふうに認識して、これは必要だというふうに言って繰り出しているのですか。

○（財政）財政課長

繰入れの種類につきましては、基本的な繰入れと言われる国の基準に基づく繰入れ区分もありますし、それから過去の不良債務部分、平成 5 年度から 11 年度まで繰入れの一部を貸付に振り替えていた、そういった部分の解消に向けての繰出しというものもございまして、あともう一点、委員の言っている財政支援的な部分ということになりますけれども、そういったものについては今申し上げましたように、医師不足によるといった部分もあるのではないかと承知しております。一方では、ただこれは繰出基準に基づくのではなくて、市民の税金を使って繰り出すということもございまして、何でもかんでもいいというわけには確かにいかないと思います。ですから、何らかの理由、今言ったような医師不足による理由ですとか、そういったものをきちんと精査した上で、繰入金については、財政支援に係る繰出しという部分については、これはよく検討していかなければならないと承知しております。

○北野委員

結局ここに書いてあるのは平成 20 年度、21 年度の収支悪化分の補てんだから、ちょうど 20 年度、21 年度といったら財政が厳しくて、とても収支不足を補うような状況にないということで、これは保留してあったのです。それを 22 年度になって、単年度収支で、当時 12 億円出るかどうかはわからないけれども、しかし結構うまくいきそうだとということで、保留していた 20 年度、21 年度の補てんを行ったと。その合計が 6 億円ほどになっているのです。だから、本来であれば、これは 20 年度、21 年度で出していけば、別に問題なかったとは思っています。

そこで、伺いますが、財政課長は病院局の当事者ではないから遠慮がちにおっしゃっていますが、医師不足というのは、これは 2008 年にずいぶん議会でも議論になったのです。共産党としては病院局に聞いたら、16 年

度から 19 年度の 4 年間で、医師不足を起因とする医業収益の減少の合計は 29 億円と答えているのです。だから、医師不足が市立病院の医業収益の減少に物すごい大きな影響を与えたということははっきりしているわけで、これはやはり市立病院だけの責任に帰することはできないということで、地域医療を守るために財政支援をしようではないかということになっていった経過があるわけです。

だから、そういう点では、この広報おたるのスペースの関係なんて言うけれども、誤解を招くようなことを載せるというのは極めて不謹慎きわまりないと思うのです。広報広聴課長は今日来ていませんから、これは総務部次長か、だれが担当するかわからないけれども、こういうのを載せる場合に、事実経過に照らして、市民から誤解を招くような表現というのは厳に慎むように指導していただきたいと思うのですが、いかがですか。

○総務部次長

北野委員の御質問でございますけれども、今回の広報の記事そのものについては、病院局を中心に、市民の方に不良債務の解消とその財源の経過をわかりやすく説明するために、このスペースで誌面の構成をしたという経過でございまして、繰入金金を何でもかんでも出しているということではないということをおわかっていただくために、今回、わかりやすい表現を使って説明したものでございます。

ただ、委員がおっしゃる部分もありますので、それは誌面構成も含めて、市民の方に周知する、どの点を理解していただくということについては、今回の広報に限らず、今後のホームページもございまして、その辺は病院局とも十分調整をして、なるべく誤解のないようなわかりやすい表現について、注意していくべきところは注意していきたいというふうに考えております。

○北野委員

これを読んだ方から、赤字になっても、とにかく市立病院であれば、親会計から持ち出して穴埋めするのですかと、そういうことをいつまでやるのですかという質問が実は来ているのです。誤解そのものです。だから、私はどれだけスペースが短くても、真意が伝わらない、誤解を招くような表現はやってはならないというふうに思うのです。だから、お金が苦しい中からやりくりして繰り出している財政当局は、本当のことをちゃんと聞かされているはずですから、こういう表現を見て、これだったら何も出すことはないというふうになるのではないですか。だから、私は、医師不足によるということなどを書いて、誤解のないようにしなかつたらだめだと思うのです。

こういう広報誌については、市民に理解いただくために担当部門もいろいろ苦勞されて、限られたスペースの中で、いかに理解をしていただくか、周知徹底を図るかということで努力されているのは知っています。何回も書き直ししたり表現を変えたり、そういう努力をしているということはおよく承知してはいますが、その結果、最悪の表現を書いているのだから、とんでもない話だと思うのです。これは後で総務部から病院局には厳重に注意しておいていただきたいということです。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。